


「医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査」  
調査報告書  
＜＜医療関係者＞＞

平成24年度調査分

 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部

# 目次

---

調査概要	P3
対象者のプロフィール	P4
Summary	P6
詳細内容	
1 健康被害救済制度 認知率	P11
2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知	P19
3 医薬品副作用被害救済制度 運営主体について	P26
4 医薬品副作用被害救済制度 認知経路	P27
5 医薬品副作用被害救済制度 教えてもらった人	P28
6 医薬品副作用被害救済制度 パンフレット・ポスター等接触場所	P29
7 医薬品副作用被害救済制度との関わりについて	P30
8 広告の認知率	P31
9 広告の接触媒体	P32
10 医薬品副作用被害救済制度一般国民への有効な周知方法〈自由記述〉	P33
11 広告の評価	P34
12 フォーラム『医薬品の副作用被害と救済制度』 認知率	P36
13 フォーラム『医薬品の副作用被害と救済制度』 認知媒体	P37
14 医薬品副作用被害救済制度を勧めたいか	P38
15 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由	P39
16 医薬品副作用被害救済制度 情報入手経路	P41
17 普段読んでいる医療関係専門誌〈自由記述〉	P42
18 医薬品副作用被害救済制度 有効な周知方法〈自由記述〉	P43
19 医療安全管理者担当経験の有無	P44
20 医薬品安全管理者担当経験の有無	P46
付録:調査票	P49

# 調査概要

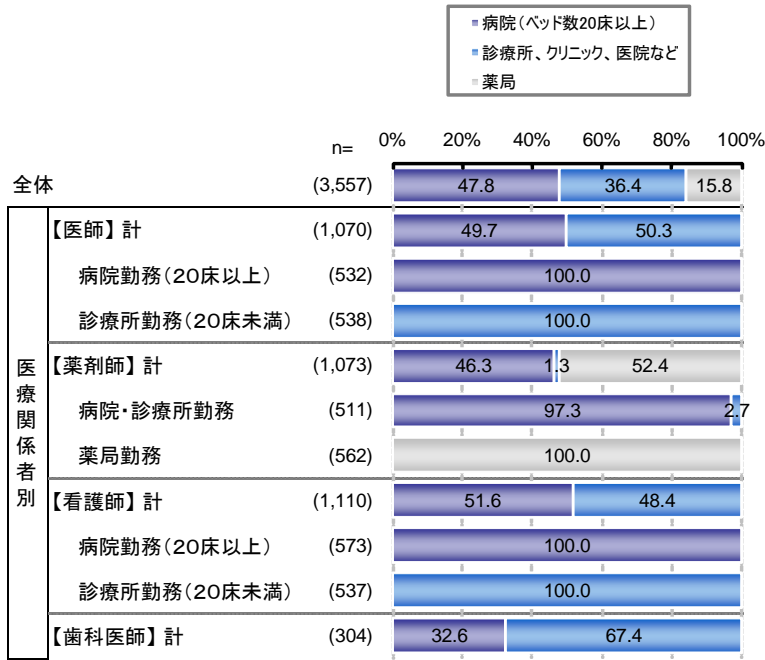
- ・ 調査目的 医薬品副作用被害救済制度の浸透度を把握し、今後の基礎資料とする
- ・ 調査対象 次の職業に就いている者：医師・薬剤師・歯科医師・看護師
- ・ 調査地域 全国
- ・ 調査方法 インターネット調査
- ・ 調査時期 平成24年度調査 平成25年3月19日(火)～4月12日(金)  
平成23年度調査 平成23年11月22日(火)～11月29日(火)
- ・ 有効回答数 平成24年度調査：3,557サンプル  
平成23年度調査：3,412サンプル

	平成24年度	平成23年度
【医師】病院勤務(20床以上)	532	518
【医師】診療所勤務(20床未満)	538	513
【薬剤師】病院・診療所勤務	511	512
【薬剤師】薬局勤務	562	515
【看護師】病院勤務(20床以上)	573	515
【看護師】診療所勤務(20床未満)	537	515
【歯科医師】病院・診療所勤務 計	304	324
全体	3,557	3,412
	(人)	(人)

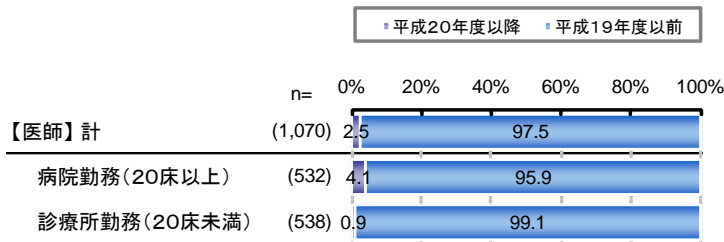
- ・ 調査実施機関 株式会社プラメド

# 対象者のプロフィール

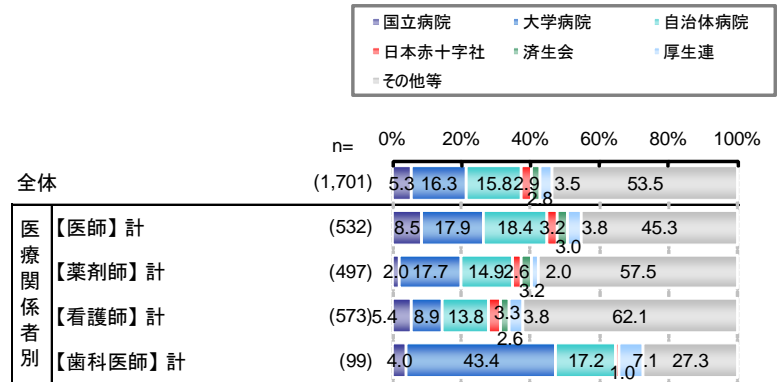
## 【勤務先施設】



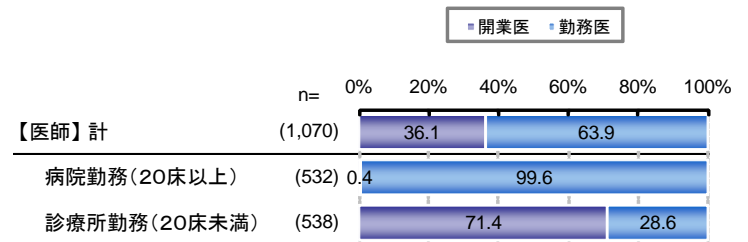
## 【医師国家試験合格時期】



## 【勤務先】



## 【勤務形態】

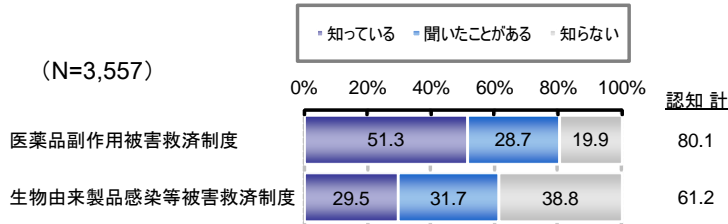


Summary

# Summary (その1)

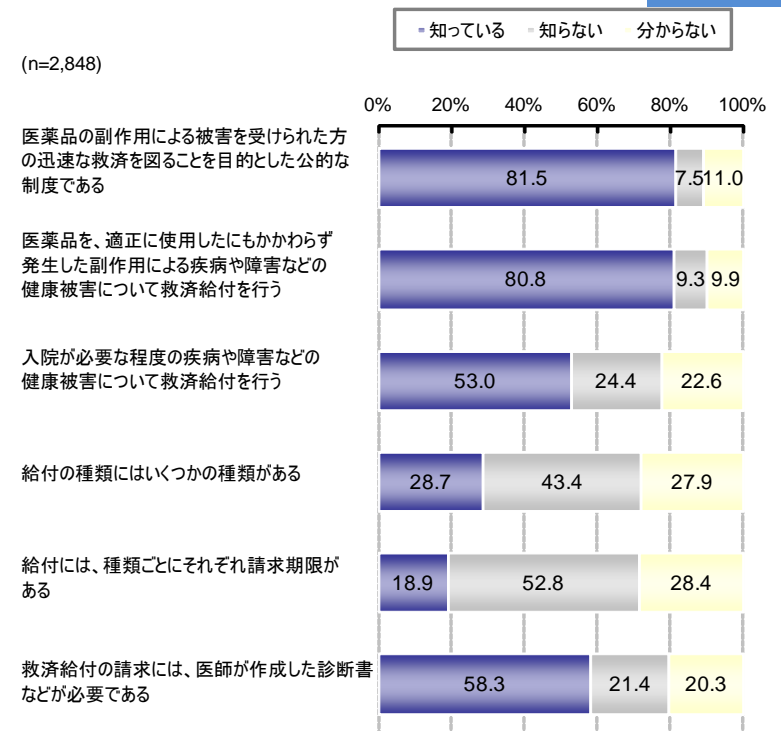
## 【健康被害救済制度 認知率】

単一回答



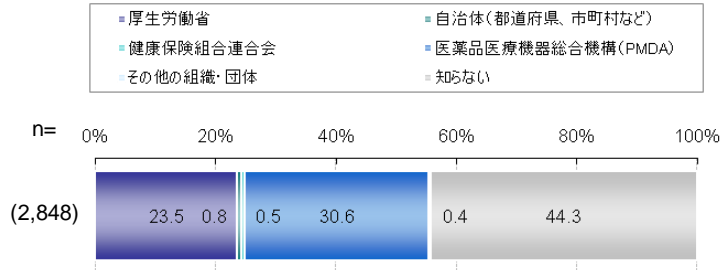
## 【医薬品副作用被害救済制度 内容認知】

単一回答



## 【医薬品副作用被害救済制度 運営主体について】

単一回答



- ・医薬品副作用被害救済制度の認知率(知っている+聞いたことがある)は80%。明確に「知っている」の回答は51%。
- ・生物由来製品感染等被害救済制度の認知率は61%。
- ・運営主体は、医薬品副作用被害救済制度認知者の31%が「医薬品医療機器総合機構」と回答。「厚生労働省」が24%。
- ・医薬品副作用被害救済制度の内容の認知率を見ると、「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」、「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」の2項目が8割超と圧倒的に高い。

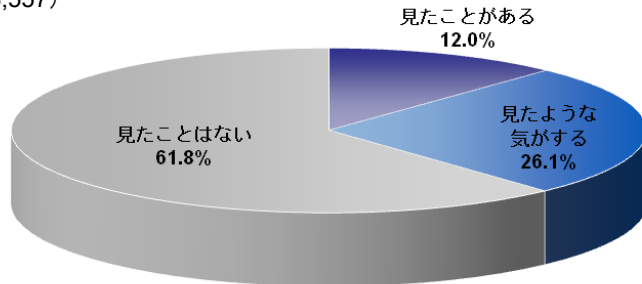
# Summary (その2)

## 【新聞広告、看板、ポスター 認知率】 単一回答



見たことがある+見たような気がする 計 38%

(N=3,557)

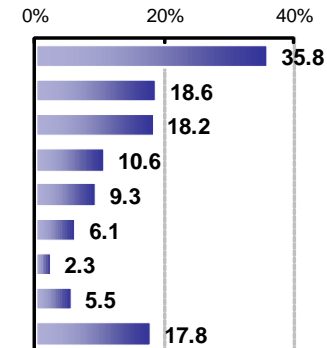


## 【広告 接触媒体】

※広告認知者ベース

複数回答

- (n=1,357)
- 病院・診療所
- 薬局・薬店(ドラッグストア)
- インターネット
- 学会・研修会・講演会
- 新聞(朝日・読売・毎日の全国紙)
- 自治体・保健所などの公共機関
- 電車内
- その他
- 思い出せない

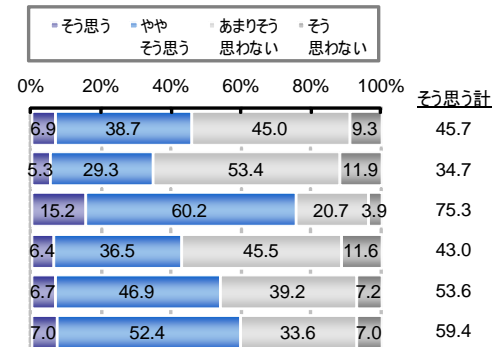


## 【広告の評価】

単一回答

(N=3,557)

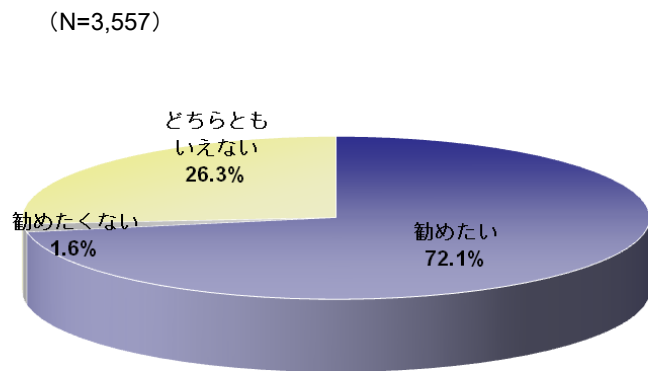
- 目を引く
- 印象(記憶)に残る
- 好感が持てる
- イメージしやすい
- 信頼感がある
- キャラクターとしてふさわしい



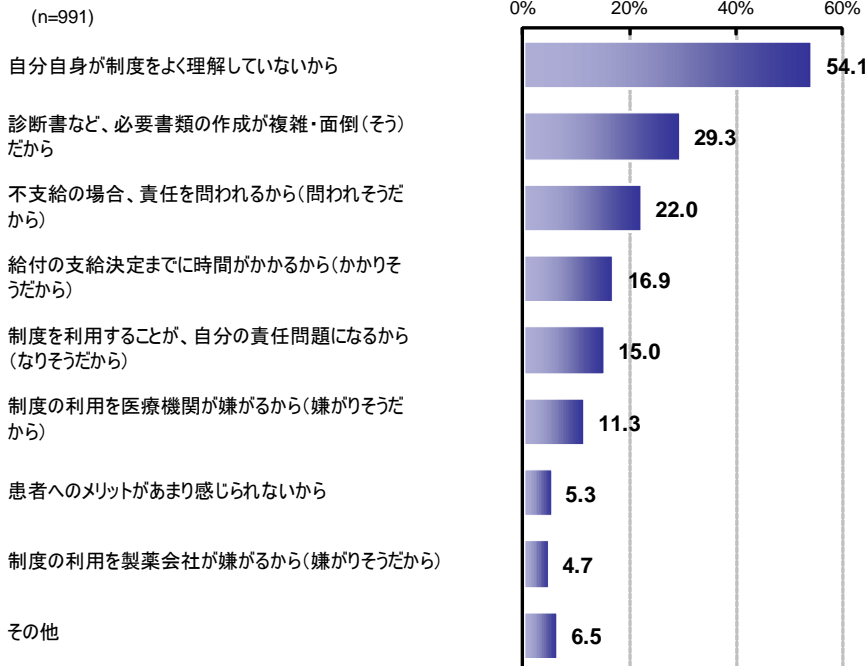
・新聞広告、看板、ポスターの認知率(見たことがある+見たような気がする)は38%。  
 ・広告認知者の主な接触媒体は、「病院・診療所」36%、「薬局・薬店(ドラッグストア)」19%、「インターネット」18%。  
 ・最も評価された(そう思う+ややそう思う)項目は『好感が持てる』75%。以下、『キャラクターとしてふさわしい』59%、『信頼感がある』54%の順。

## 【医薬品副作用被害救済制度を勧めたいか】 【医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由】

単一回答



複数回答



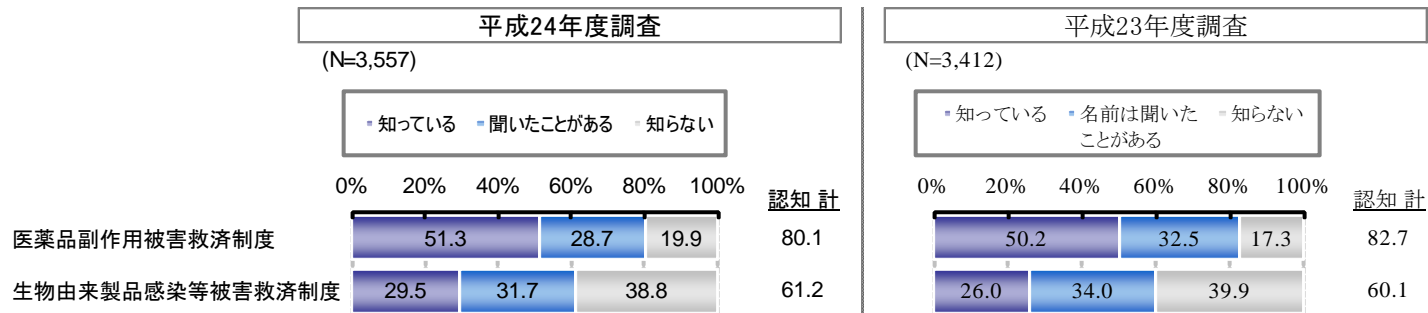
- ・医薬品副作用被害救済制度を患者に勧めたいかについて、72%が「勧めたい」と回答。「勧めたくない」は2%。H23との差はほとんど見られない。
- ・医薬品副作用被害救済制度を患者に勧めたくない主な理由は「自分自身が制度をよく理解していないから」54%、「診断書など、必要書類の作成が複雑・面倒(そう)だから」29%、「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」22%。



# Summary (その4) 《参考 両年度比較》

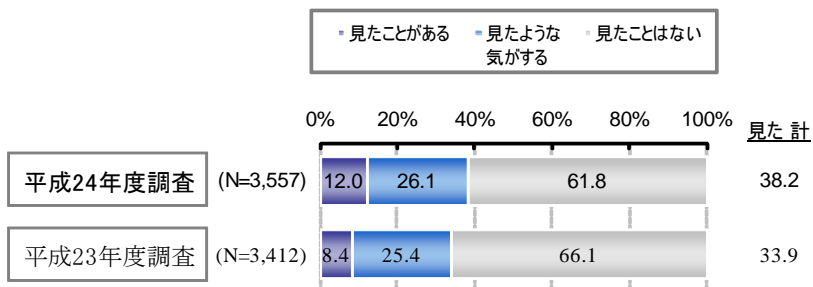
## 【健康被害救済制度 認知率】

単一回答



## 【広告 認知率】

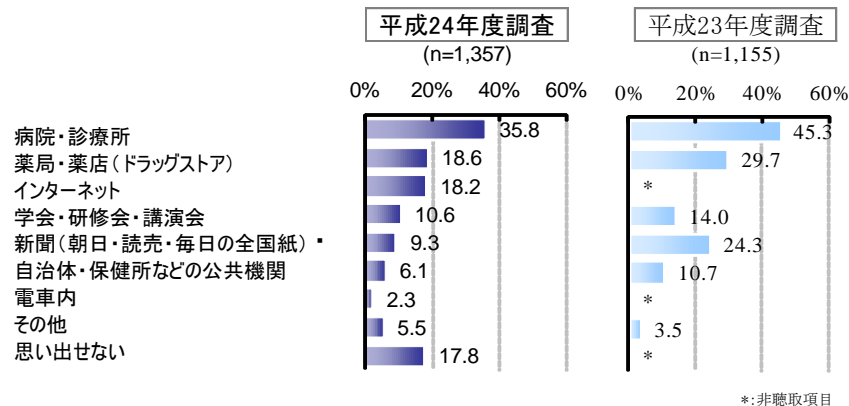
単一回答



## 【広告 接触媒体】

複数回答

※医薬品副作用被害救済制度認知者ベース



- ・認知率(知っている+聞いたことがある)は昨年度とほぼ横ばいである。
- ・広告の認知率(見たことがある+見たような気がする)はH23をやや上回っている。
- ・広告接触媒体については「病院・診療所」、「薬局・薬店(ドラッグストア)」など、それぞれの勤務先が中心となっている。

詳細内容

# 1 健康被害救済制度 認知率

単一回答

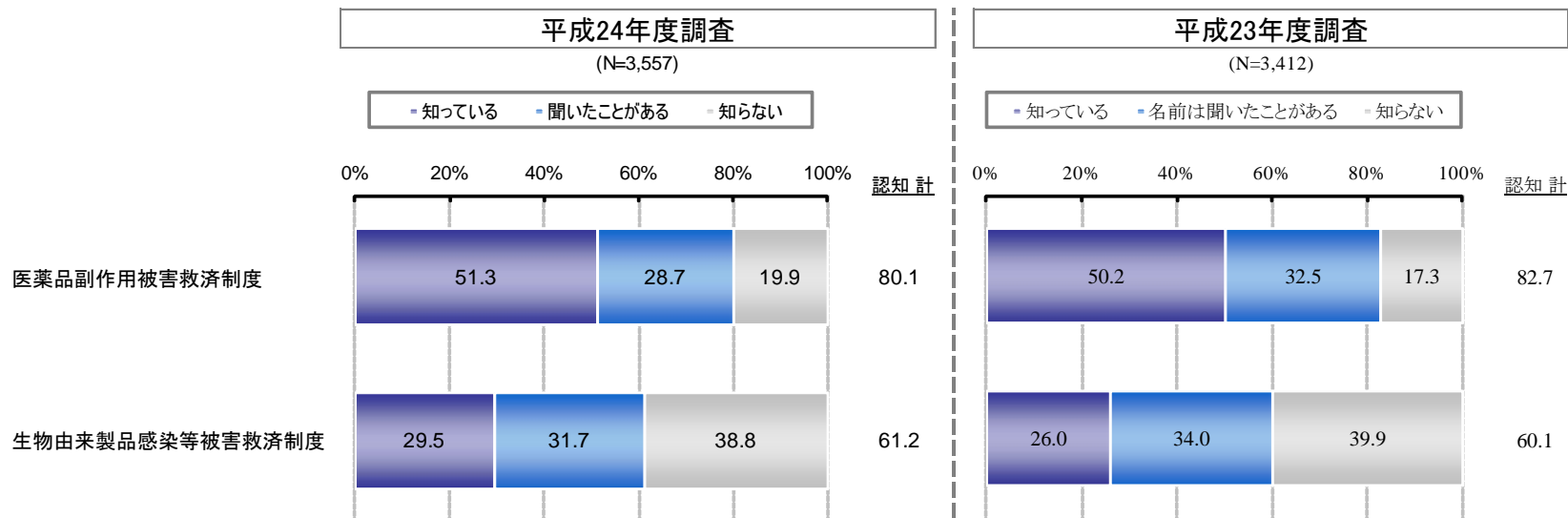
H24\* Q1 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

H24 Q2 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

H23\* Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

H24\* =平成24年度

H23\* =平成23年度



- ・医薬品副作用被害救済制度の認知率(知っている+聞いたことがある)は80%。「知っている」がほぼ半数を占めた。
- ・生物由来製品感染等被害救済制度の認知率は61%で、H23と同様、医薬品副作用被害救済制度よりも低い結果となっている。
- ・いずれの制度とも、認知率はH23とほぼ横ばいである。

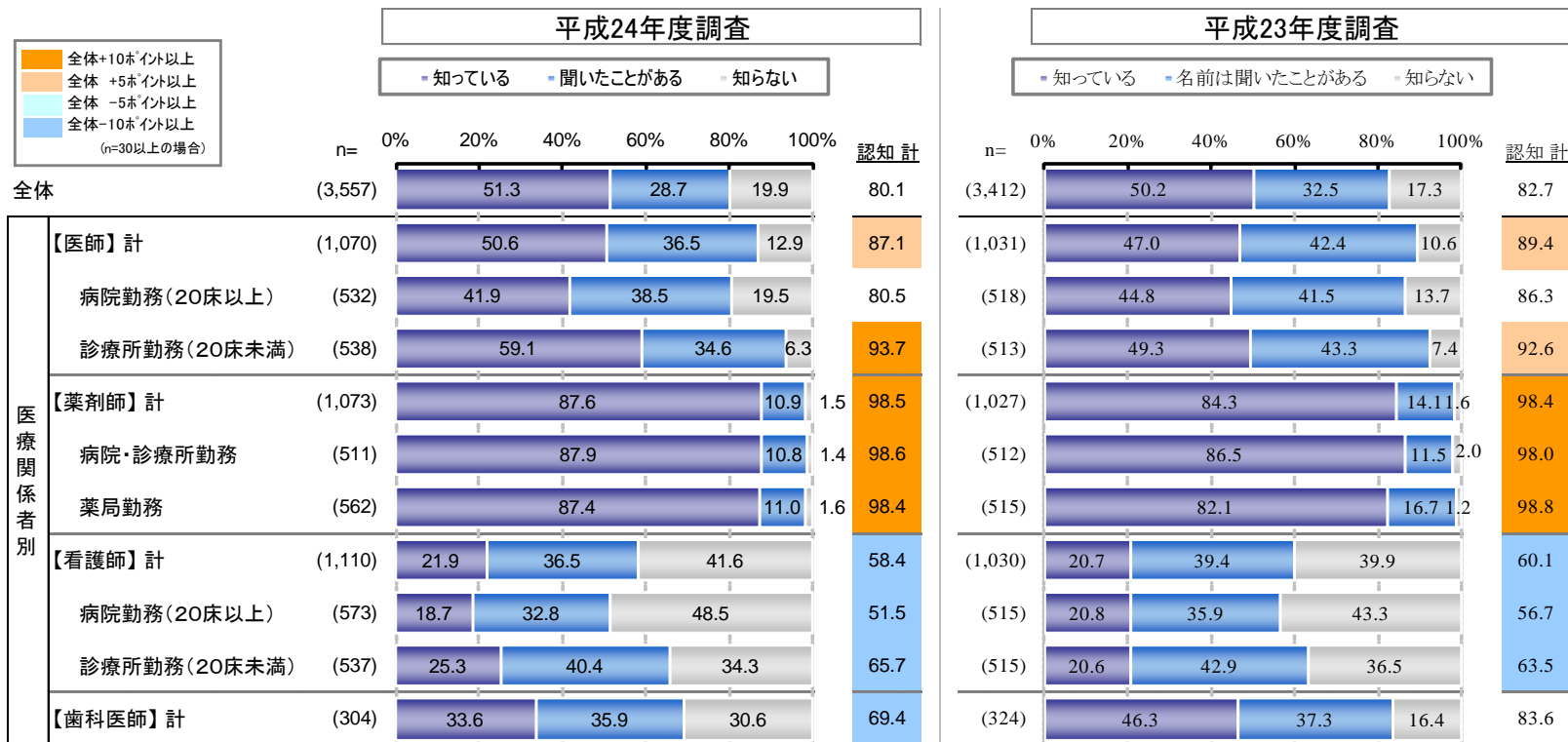
# 1 健康被害救済制度－医薬品副作用被害救済制度 認知率

単一回答

H24 Q1 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

H23 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

## 【医薬品副作用被害救済制度】



- ・ 医師は9割弱と認知率(知っている+聞いたことがある)は高いが、「知っている」との回答は半数程度にとどまっている。また診療所勤務の医師ほうが病院勤務の医師の認知率を上回っている。
- ・ 薬剤師は、「知っている」が9割近くであり、認知率では、ほぼ全数に達する。
- ・ 看護師の認知率は58%で、職種別では最も低い。
- ・ H23と比較して歯科医師の「知っている」との回答が低くなっている。

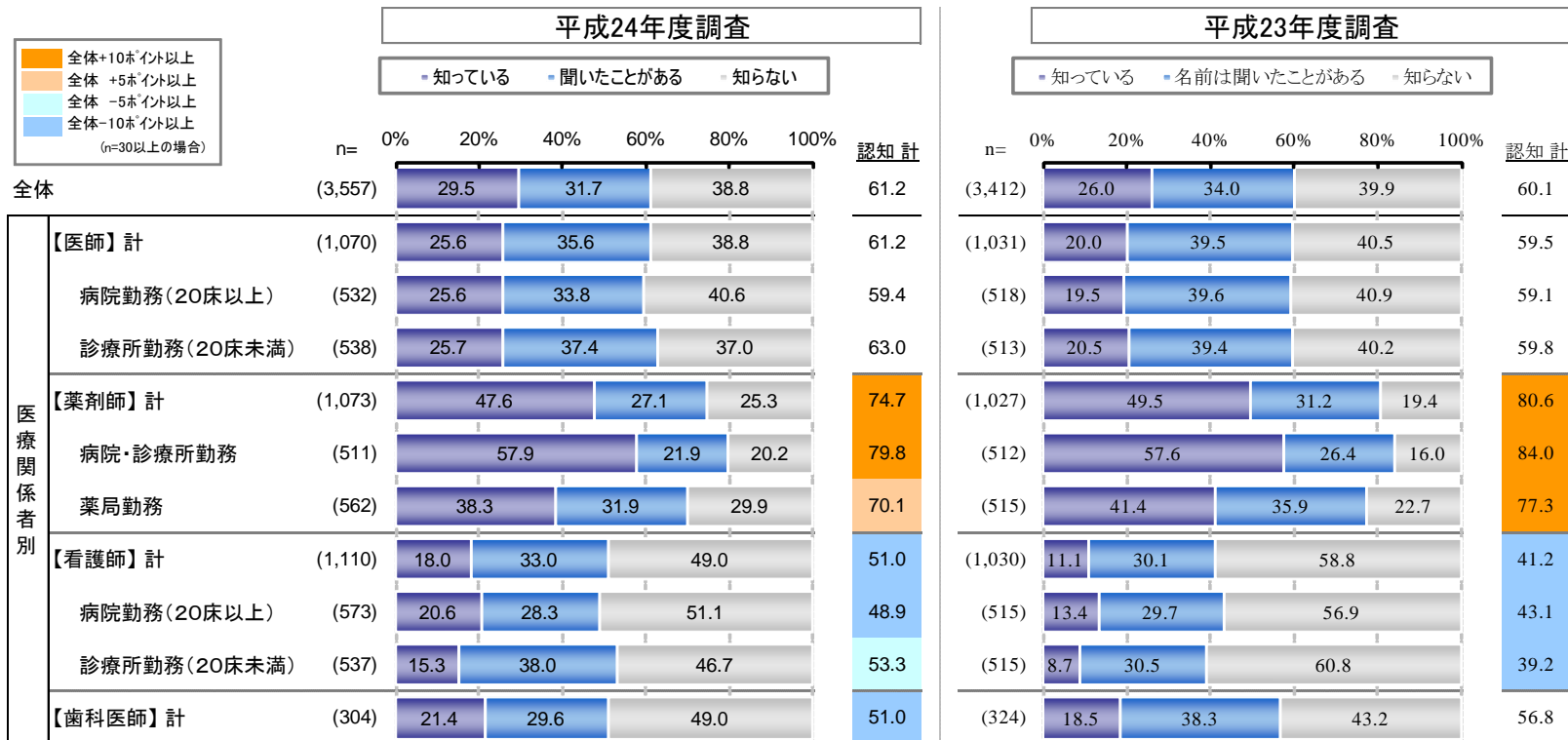
# 1 健康被害救済制度－生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

単一回答

H24 Q2 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

H23 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

## 【生物由来製品感染等被害救済制度】



- ・医師の認知率(知っている+聞いたことがある)は61%。H23よりも「知っている」が高くなっている。
- ・薬剤師の認知率は75%で、医師よりも高い。H23と同様、病院・診療所勤務のほうが、薬局勤務よりも「知っている」が高い。
- ・看護師の認知率は51%で、H23と比較し高くなっている。
- ・歯科医師の認知率は51%で、H23よりも認知率は低くなっているが、「知っている」はやや高くなっている。

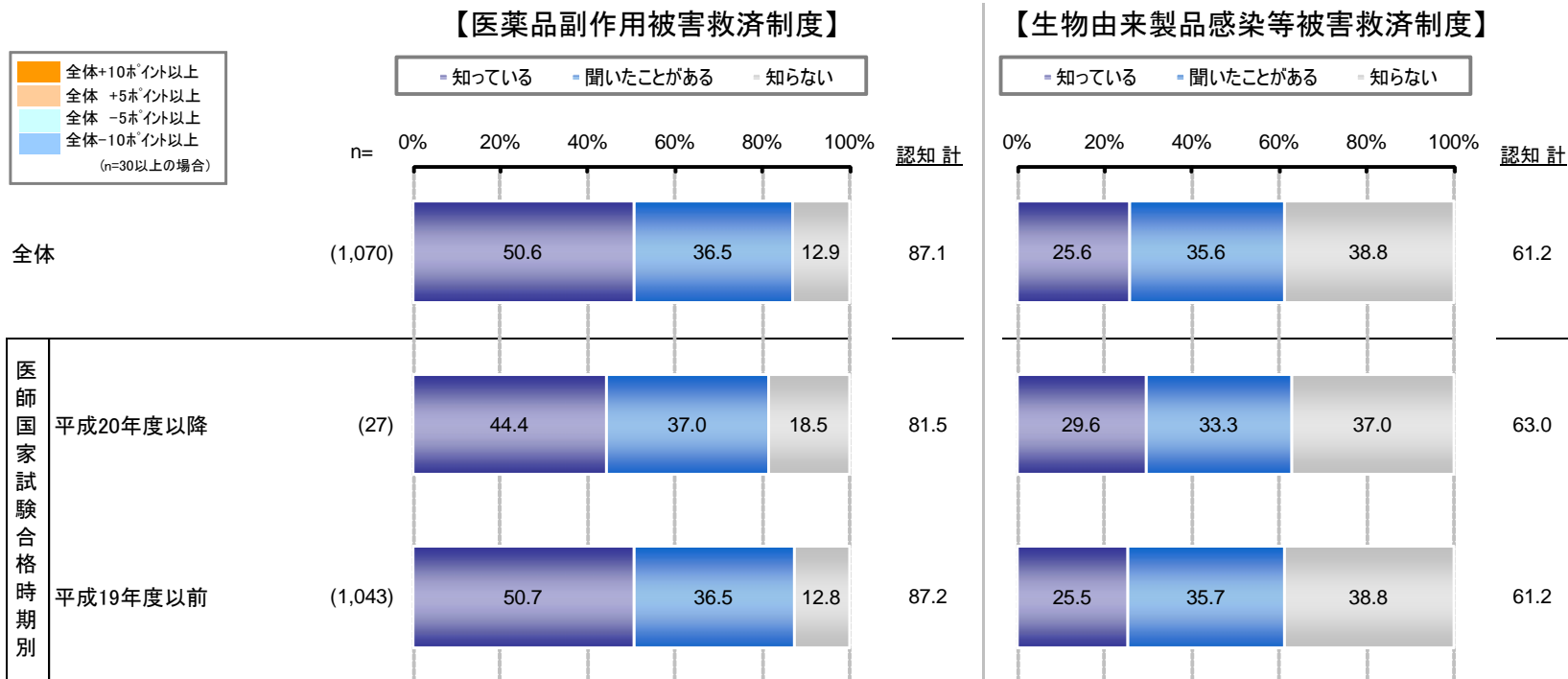
# 1 健康被害救済制度

## 一 医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

単一回答

H24 Q1 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

H24 Q2 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。



# 1 健康被害救済制度

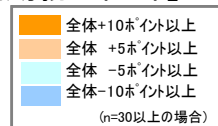
## 一 医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

単一回答

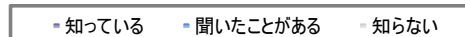
H24 Q1 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

H24 Q2 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

### 【病院勤務の医師】



### 【医薬品副作用被害救済制度】



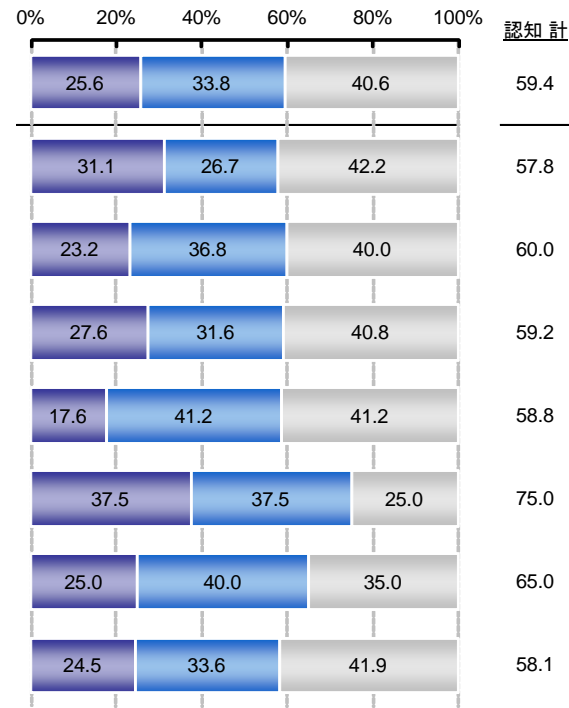
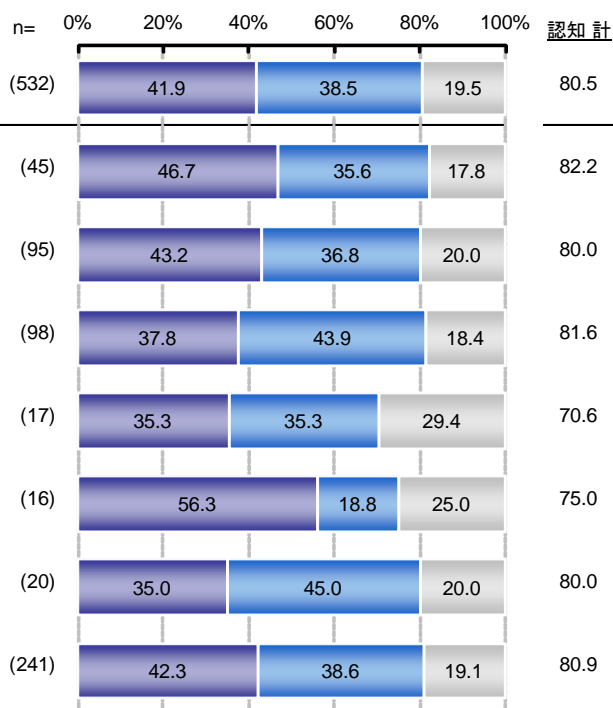
### 【生物由来製品感染等被害救済制度】



【医師】  
病院勤務(20床以上) 全体

現在の  
勤め  
先別

- 国立病院
- 大学病院
- 自治体病院
- 日本赤十字社病院
- 済生会病院
- 厚生連病院
- その他



・ ほぼすべての病院種別で、医薬品副作用被害救済制度の認知率の方が、生物由来製品感染等被害救済制度よりも高い傾向にある。

# 1 健康被害救済制度

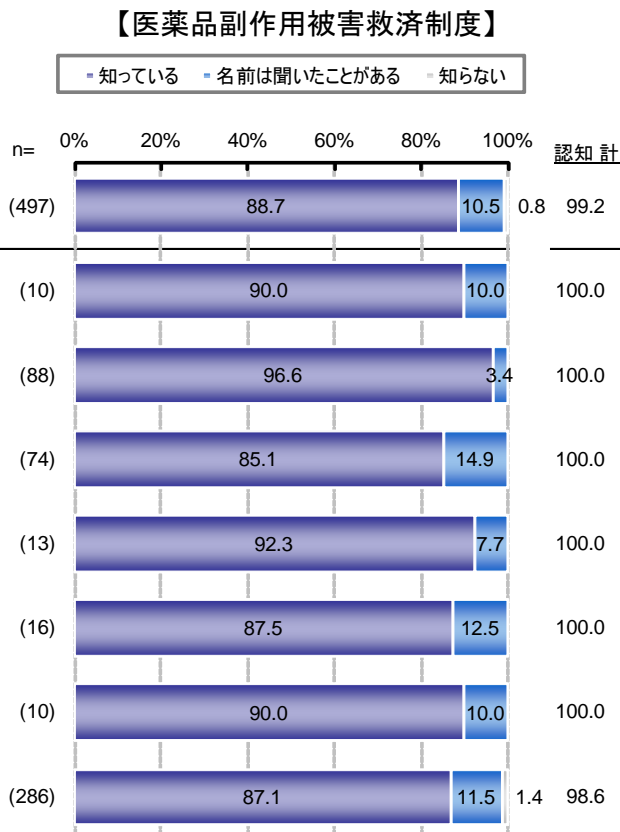
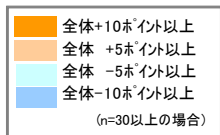
## 一 医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

単一回答

H24 Q1 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

H24 Q2 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

### 【病院勤務の薬剤師】



・ 大学病院の「知っている」の回答は唯一95%を超過している。  
 ・ 生物由来製品感染等被害救済制度の「知っている」の回答は、サンプル少数ではあるが、日本赤十字社病院で高い。



# 1 健康被害救済制度

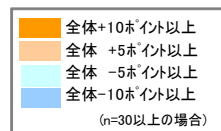
## 一 医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

単一回答

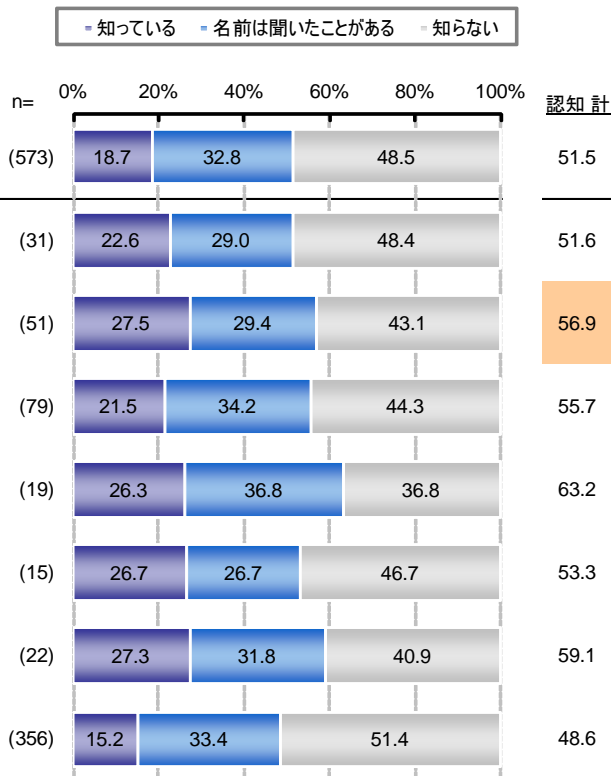
H24 Q1 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

H24 Q2 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

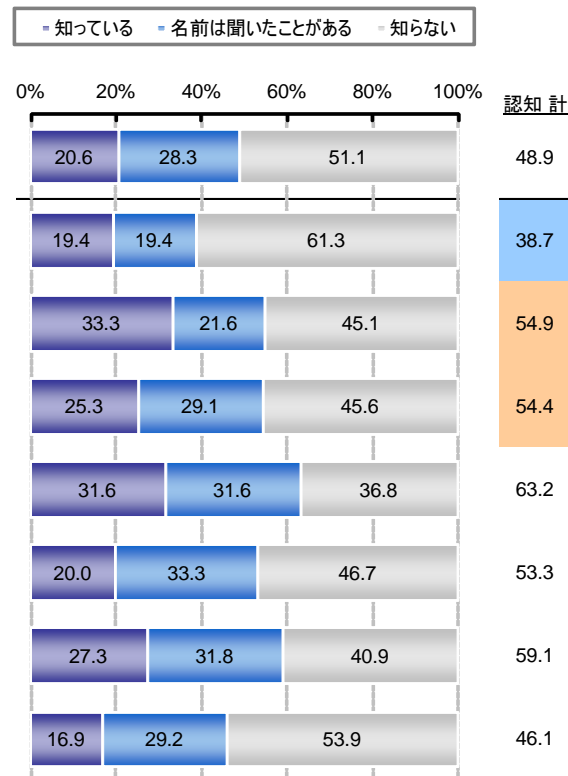
### 【病院勤務の看護師】



#### 【医薬品副作用被害救済制度】



#### 【生物由来製品感染等被害救済制度】



・ 国立病院を除く病院種別では、医薬品副作用被害救済制度と生物由来製品感染等被害救済制度の認知率(知っている+聞いたことがある)はほぼ同程度である。

# 1 健康被害救済制度

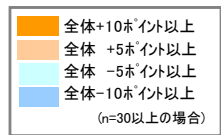
## 一 医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

単一回答

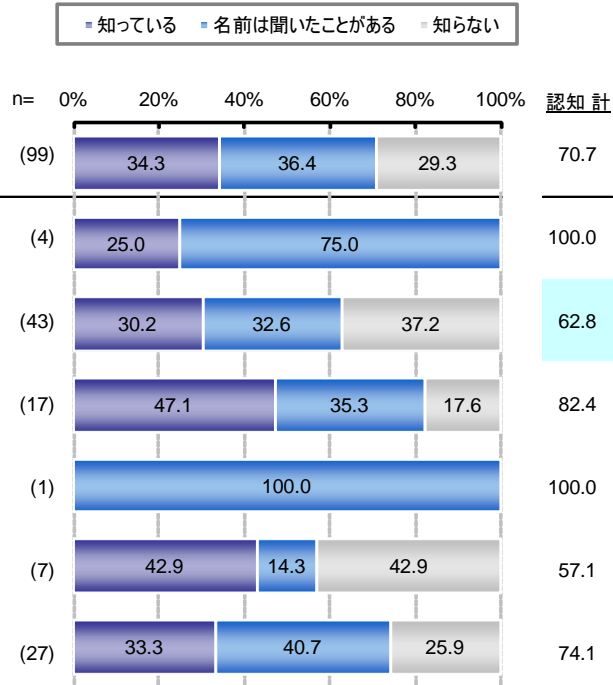
H24 Q1 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

H24 Q2 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

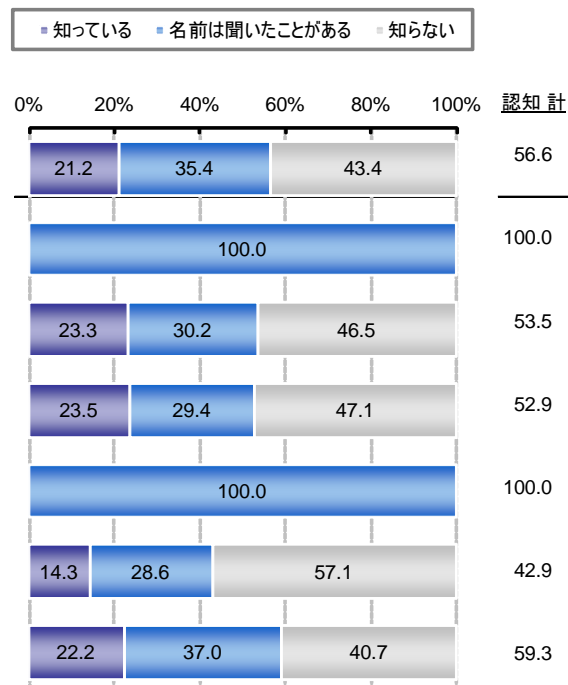
### 【病院勤務の歯科医】



【医薬品副作用被害救済制度】



【生物由来製品感染等被害救済制度】



【歯科医師】  
病院勤務 全体

現在の  
勤め先別

国立病院  
大学病院  
自治体病院  
日本赤十字社病院  
厚生連病院  
その他

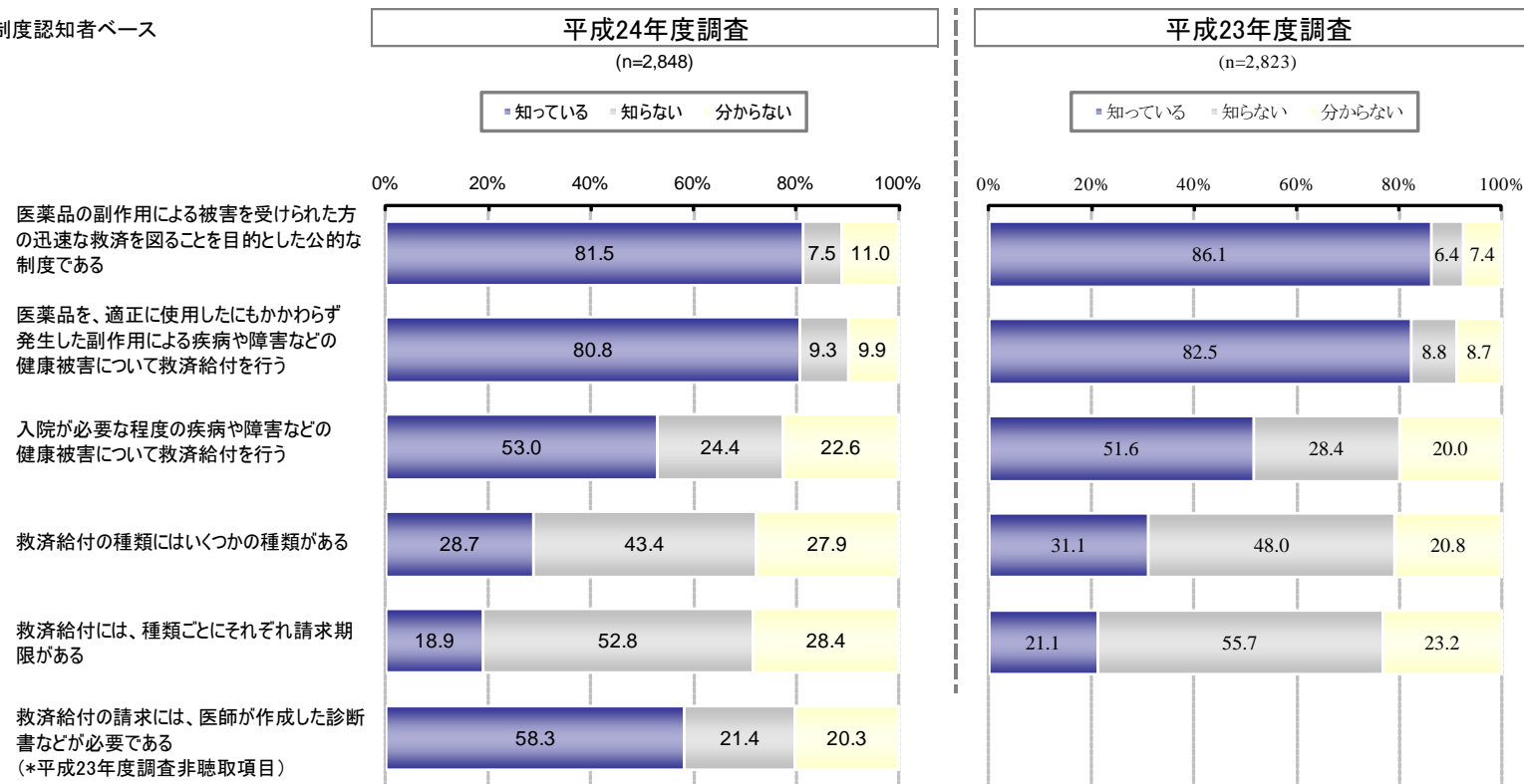
## 2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知（その1）

単一回答

H24 Q3「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

H23 Q2「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース



・ 医薬品副作用被害救済制度の主な認知内容は、「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」の2項目の認知率が高く、一方、「救済給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある」が最も低い。H23の傾向と同様である。

## 2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知（その2）

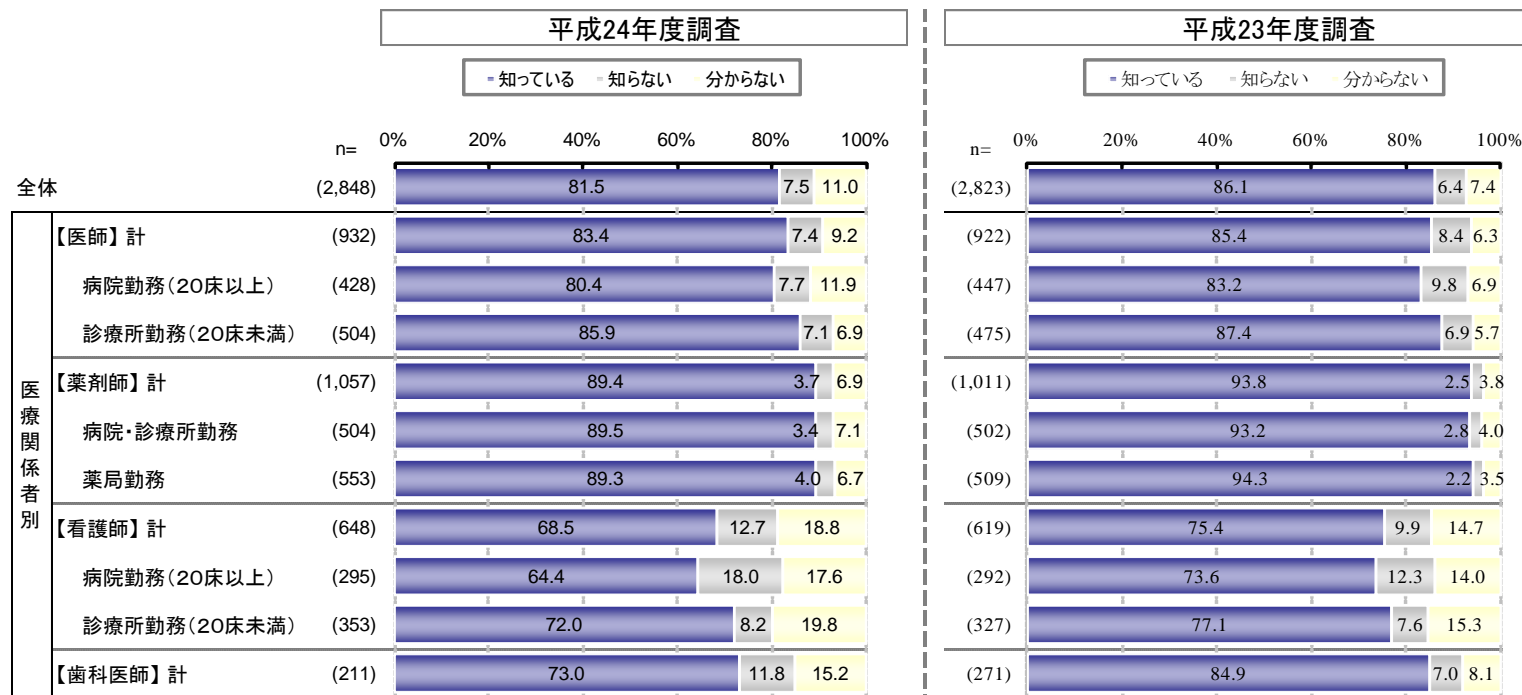
単一回答

H24 Q3「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

H23 Q2「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

【医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である】



- ・ 認知率は薬剤師9割弱、医師8割強、歯科医師7割強、看護師7割弱である。
- ・ H23と比較し、いずれの職種でも低い結果である。

## 2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知（その3）

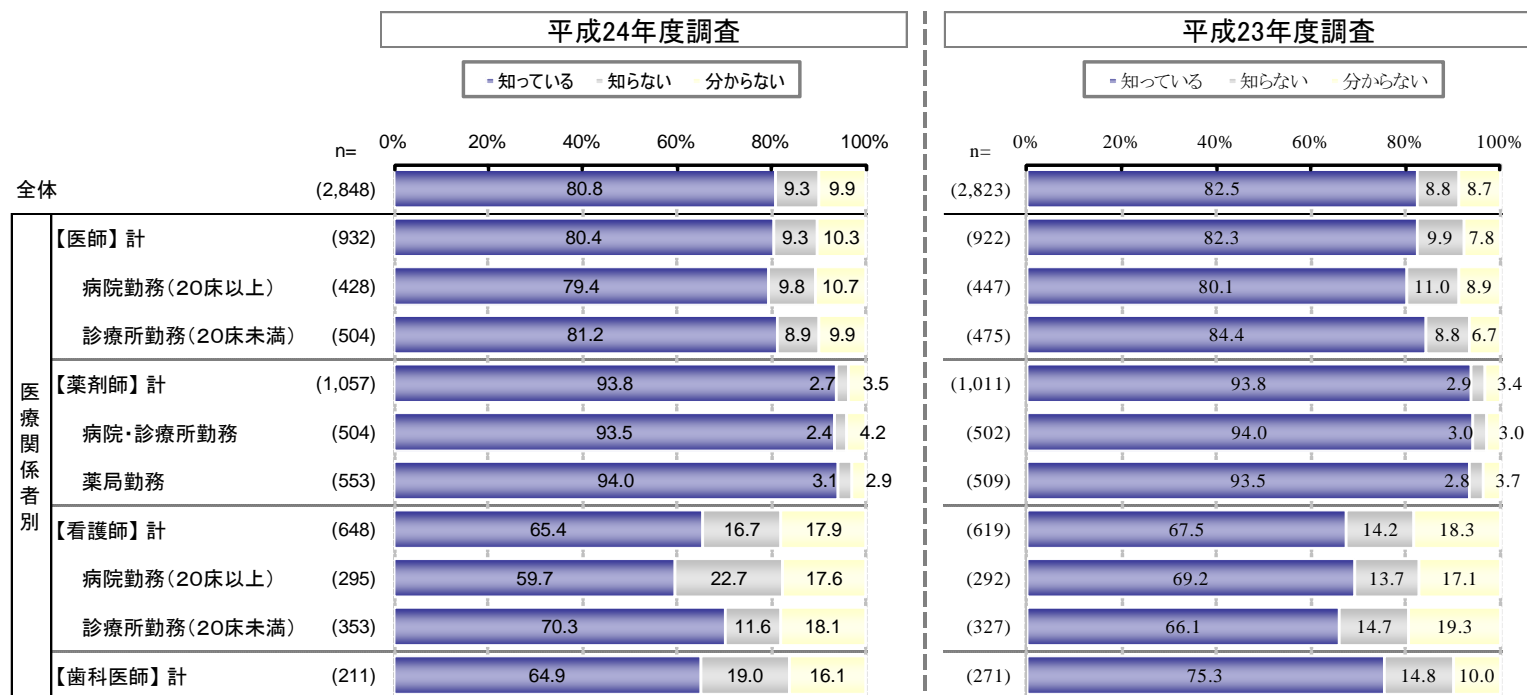
単一回答

H24 Q3「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

H23 Q2「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

【医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う】



- ・ 認知率は薬剤師9割強、医師8割、歯科医と看護師はほぼ65%。
- ・ H23との比較では、薬剤師でほぼ横ばいで、他はいずれの職種でも低く、特に歯科医では低い。

## 2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知（その4）

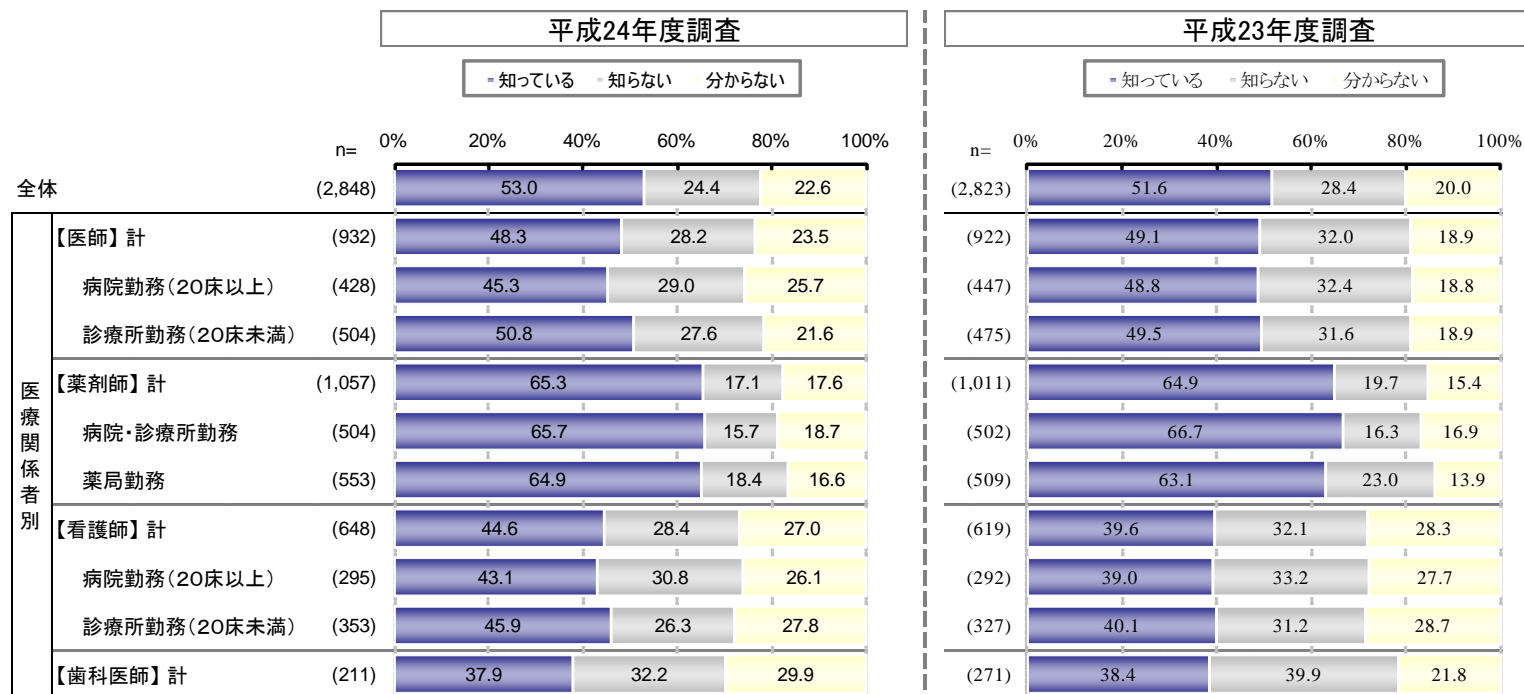
単一回答

H24 Q3「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

H23 Q2「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

【入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う】



- ・認知率は薬剤師65%、医師5割弱、看護師45%、歯科医4割弱である。
- ・H23との比較では、看護師の認知率がやや高い結果である。

## 2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知（その5）

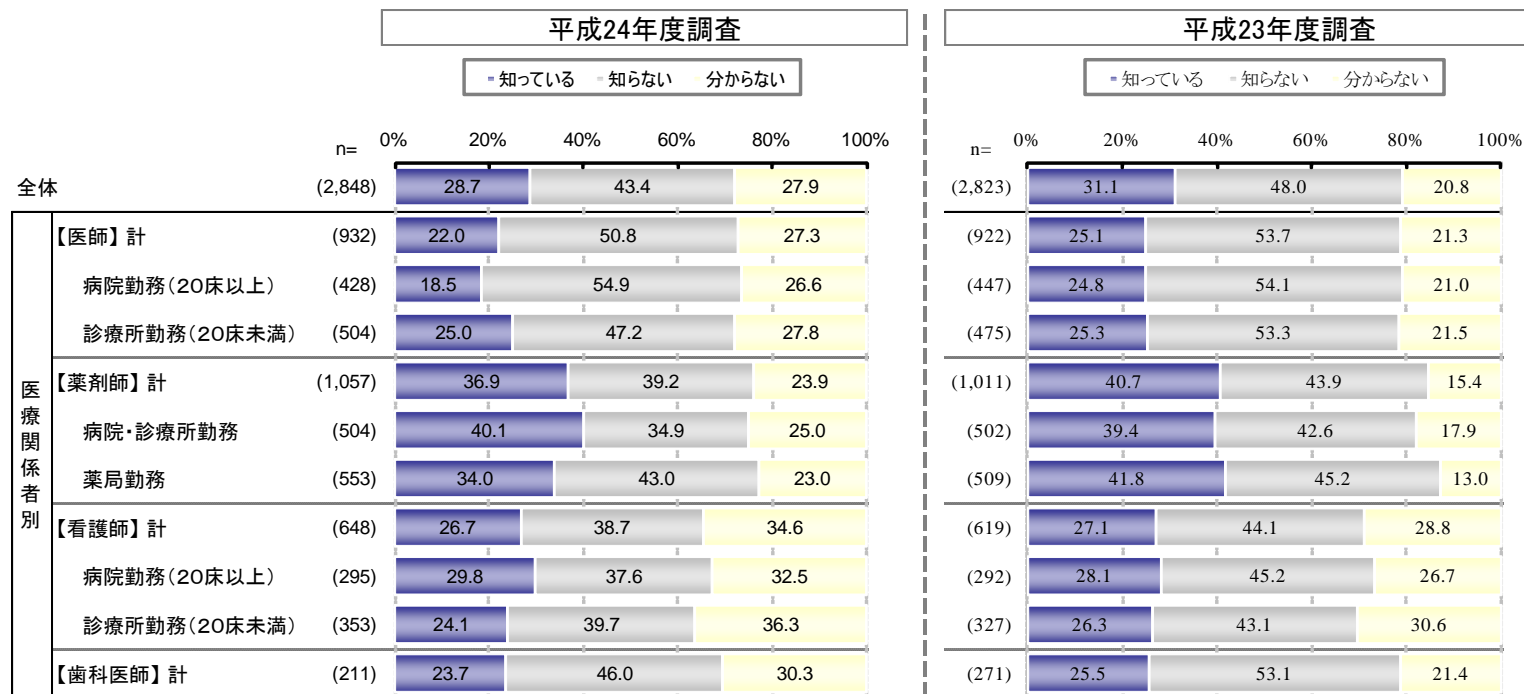
単一回答

H24 Q3「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

H23 Q2「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

【救済給付の種類にはいくつかの種類がある】



- ・ 認知率は薬剤師37%、看護師27%、歯科医24%、医師22%である。
- ・ H23と比較し、いずれの職種でも認知率は低い。

## 2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知（その6）

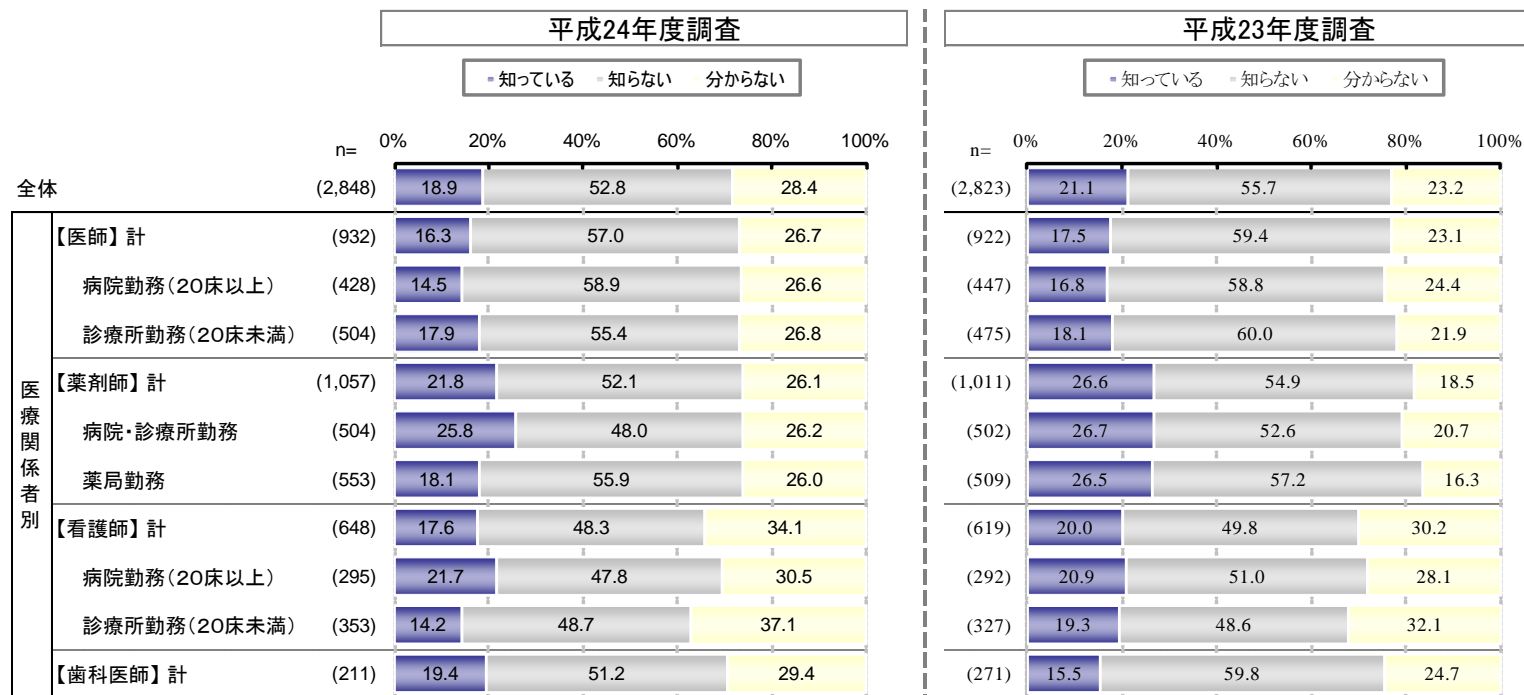
単一回答

H24 Q3「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

H23 Q2「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

【救済給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある】



- ・ 認知率は薬剤師22%、歯科医19%、看護師18%、医師16%である。
- ・ H23との比較では、歯科医のみが高く、その他の職種では低い結果である。特に薬局勤務の薬剤師では5%以上低くなっている。



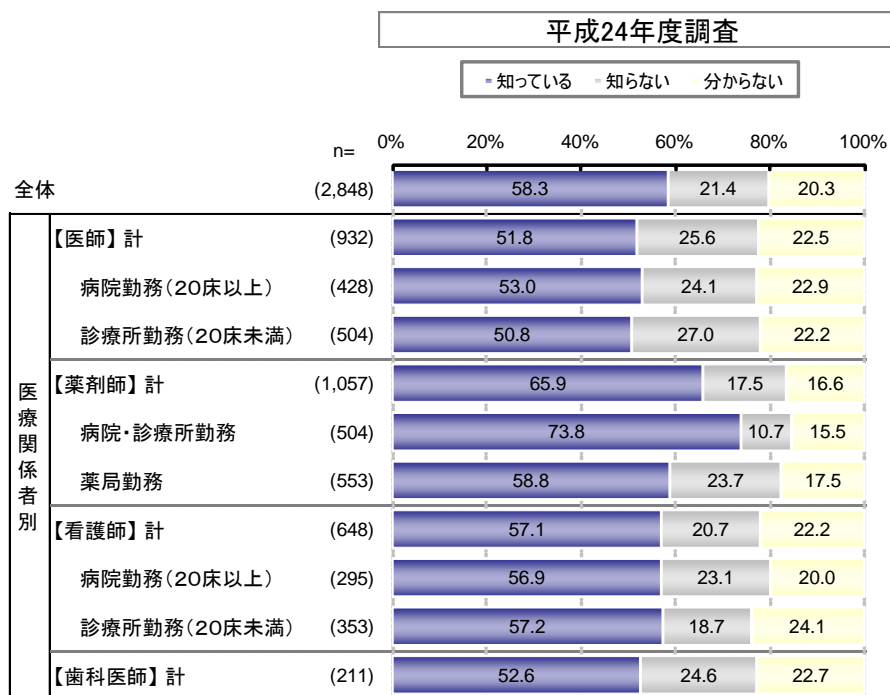
## 2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知（その7）

単一回答

H24 Q3「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

【救済給付の請求には、医師が作成した診断書などが必要である】（\*平成23年度調査非聴取項目）



- ・ 認知率は薬剤師66%、看護師57%、歯科医53%、医師52%であり、医師の役割に関する項目においても他の項目と同様の傾向である。
- ・ 病院・診療所勤務の薬剤師の認知率が74%で特に高い。

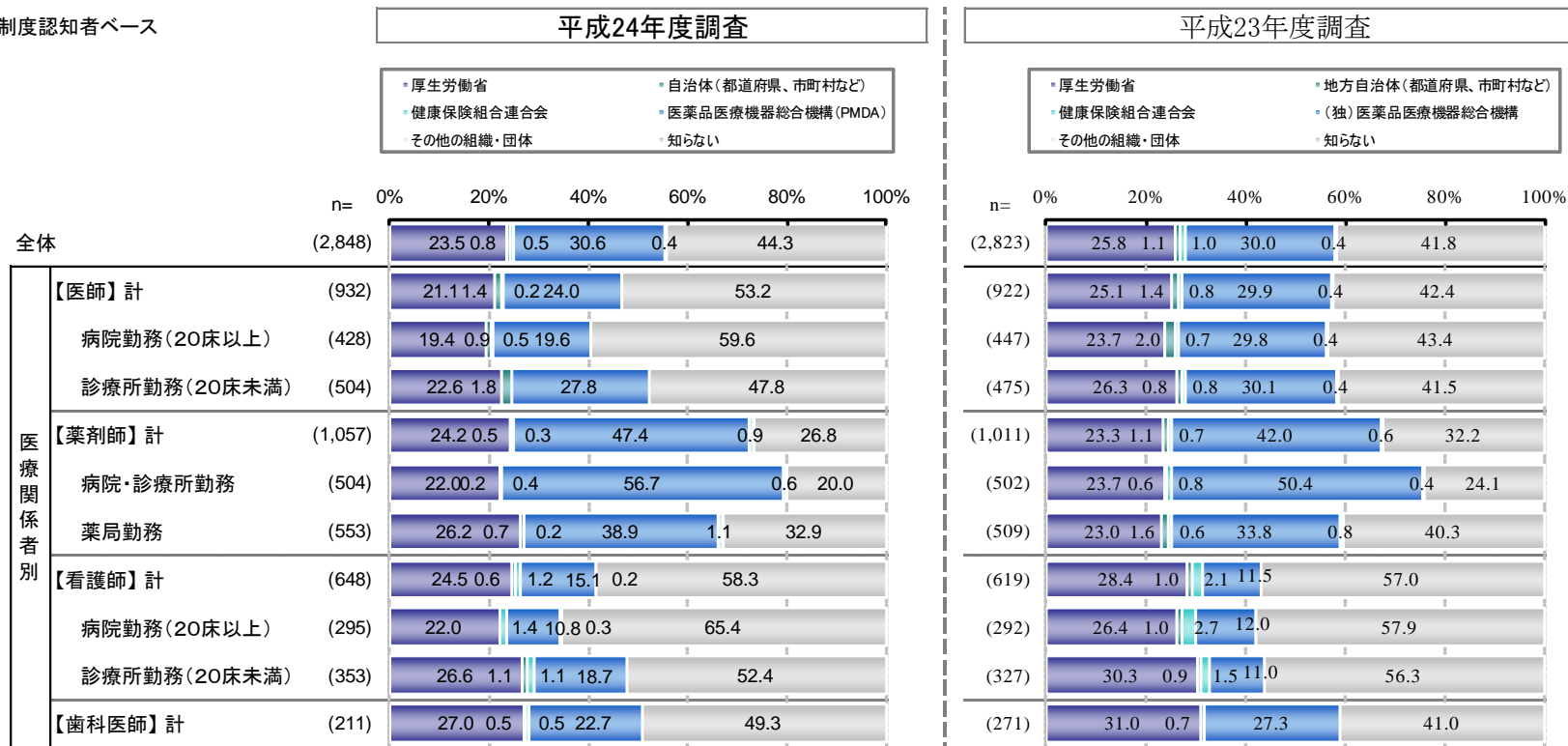
### 3 医薬品副作用被害救済制度 運営主体について

単一回答

H24 Q4 あなたは、「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものをひとつお選びください。

H23 Q3 あなたは、「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース



・医薬品副作用被害救済制度認知者に運営主体について尋ね、「医薬品医療機器総合機構」と正しく回答できたのは31%。

【医療関係者別】

・病院・診療所勤務の薬剤師で正答率57%、続いて薬局勤務の薬剤師39%、診療所勤務の医師28%の順である。

・H23と比較し、薬剤師は正答率は高いが、他の職種では低い結果となっている。

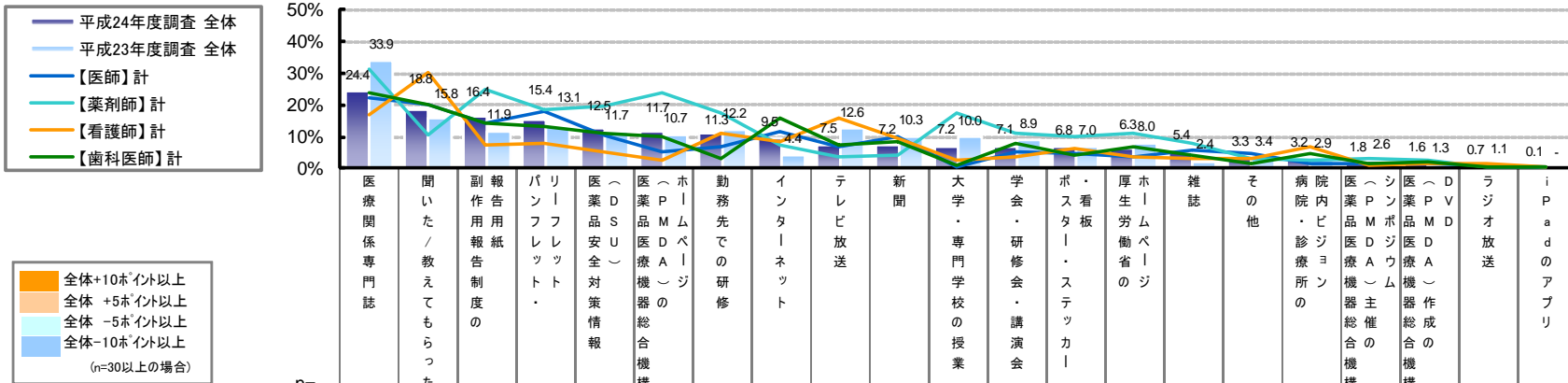
# 4 医薬品副作用被害救済制度 認知経路

複数回答

H24 Q5 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして(何から)知りましたか。または、どのようにして(何から)聞きましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

H23 Q4 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして(何から)知りましたか。または、どのようにして(何から)名前を聞きましたか。

※制度認知者ベース



		n=	医療関係専門誌	聞いた／教えてもらった	副作用報告制度の報告用紙	パブリックレター	DSU	PMDAのホームページ	ホームぺージ	勤務先での研修	インターネット	テレビ放送	新聞	大学・専門学校の授業	学会・研修会・講演会	ポスター・スライド	厚生労働省のホームページ	雑誌	その他	院内・診療所の機器	医薬品医療機器総合機構	シンポジウム	医薬品医療機器総合機構	（DPMDA）作成の機器	ラジオ放送	iPadのアプリ
平成24年度調査 全体		(2,848)	24.4	18.8	16.4	15.4	12.5	11.7	11.3	9.5	7.5	7.2	7.2	7.1	6.8	6.3	5.4	3.3	3.2	1.8	1.6	0.7	0.1			
医療関係者別	【医師】計	(932)	22.3	20.1	14.3	17.9	10.3	5.2	6.4	11.4	6.5	9.7	0.2	5.0	4.6	3.3	5.4	4.3	1.4	1.3	1.2	0.8	0.1			
	病院勤務(20床以上)	(428)	20.1	27.6	9.8	8.4	6.3	4.7	10.5	12.1	8.9	13.6	-	6.1	2.8	3.3	4.9	4.9	2.8	1.4	1.2	0.9	0.2			
	診療所勤務(20床未満)	(504)	24.2	13.7	18.1	26.0	13.7	5.6	3.0	10.7	4.6	6.3	0.4	4.2	6.2	3.4	5.8	3.8	0.2	1.2	1.2	0.6	-			
	【薬剤師】計	(1,057)	31.1	10.5	24.5	18.4	19.5	23.5	17.3	7.3	3.7	3.8	17.4	11.2	9.9	10.8	7.5	2.9	2.4	2.9	2.2	0.4	-			
	病院・診療所勤務	(504)	28.6	13.1	22.2	12.5	21.4	30.2	18.1	8.7	3.0	5.2	20.4	12.3	5.8	13.1	6.3	2.4	3.4	5.0	2.8	0.4	-			
	薬局勤務	(553)	33.5	8.1	26.6	23.7	17.7	17.4	16.6	6.0	4.3	2.5	14.6	10.1	13.7	8.7	8.5	3.4	1.4	1.1	1.6	0.4	-			
【看護師】計	(648)	16.8	29.9	6.9	7.7	4.9	2.3	11.1	8.3	15.4	9.1	2.5	3.2	6.0	3.2	2.8	2.9	6.5	0.6	1.1	1.2	0.3				
病院勤務(20床以上)	(295)	18.6	30.2	4.7	4.7	2.4	2.0	12.2	9.2	14.9	6.4	3.7	5.4	5.8	3.4	3.7	3.4	7.8	0.7	1.4	0.7	0.3				
診療所勤務(20床未満)	(353)	15.3	29.7	8.8	10.2	7.1	2.5	10.2	7.6	15.9	11.3	1.4	1.4	6.2	3.1	2.0	2.5	5.4	0.6	0.8	1.7	0.3				
【歯科医師】計	(211)	23.7	19.9	14.2	13.3	10.9	10.0	2.8	15.6	7.1	8.1	0.9	7.6	3.8	6.6	3.8	1.4	4.7	1.4	1.9	0.5	-				
平成23年度調査 全体		(2,823)	33.9	15.8	11.9	13.1	11.7	10.7	12.2	4.4	12.6	10.3	10.0	8.9	7.0	8.0	2.4	3.4	2.9	2.6	1.3	1.1	*			

※「雑誌」は平成23年度調査は「週刊誌・フリーマガジン」で聴取

\*:平成23年度非聴取項目 平成24年度全体値の降順でソート

・認知経路は、「医療関係専門誌」が24%と最も多いが、昨年度と比較し10%近く低くなっている。「テレビ放送」、「新聞」も低くなっている。一方、「聞いた／教えてもらった」18%、「副作用報告制度の報告用紙」16%、「インターネット」では高くなっている。

### 【医療関係者別】

・薬剤師では、「医療関係専門誌」、「副作用報告制度の報告用紙」、「DSU」、「PMDAのホームページ」、「大学・専門学校の授業」、「勤務先の研修」が高い経路であり、看護師では、「聞いた／教えてもらった」が高い。

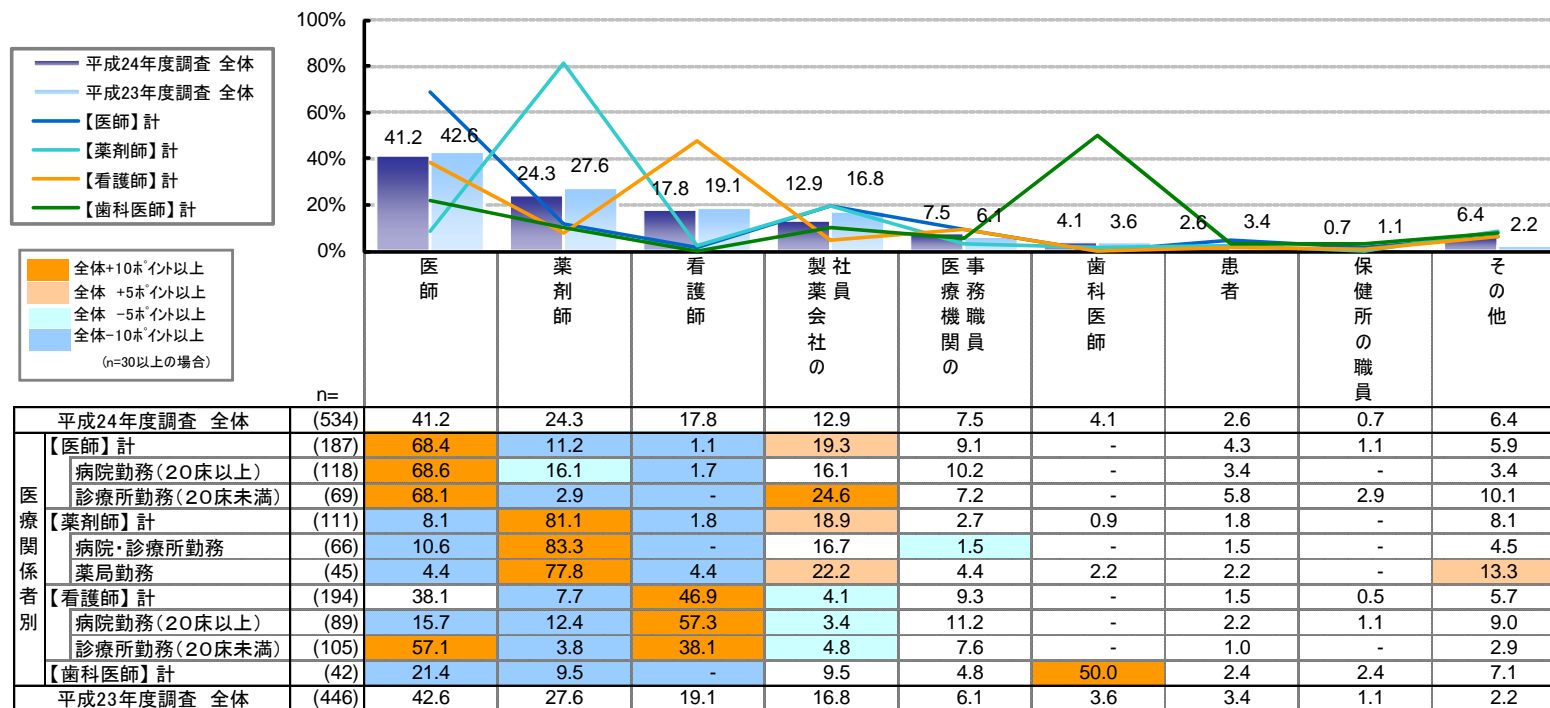
# 5 医薬品副作用被害救済制度 教えてもらった人

複数回答

H24 Q6 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

H23 Q5 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

\*「人から聞いた/教えてもらった」回答者ベース



平成24年度全体値の降順でソート

・「人から聞いた/教えてもらった」人全体の回答では、4割強が「医師」と回答している。

【医療関係者別】

- ・ 同職種間のクチコミが圧倒的に高くなっている。
- ・ 診療所勤務の医師は、製薬会社の社員からの経路も比較的高い。診療所勤務の看護師は、医師経由が高い。

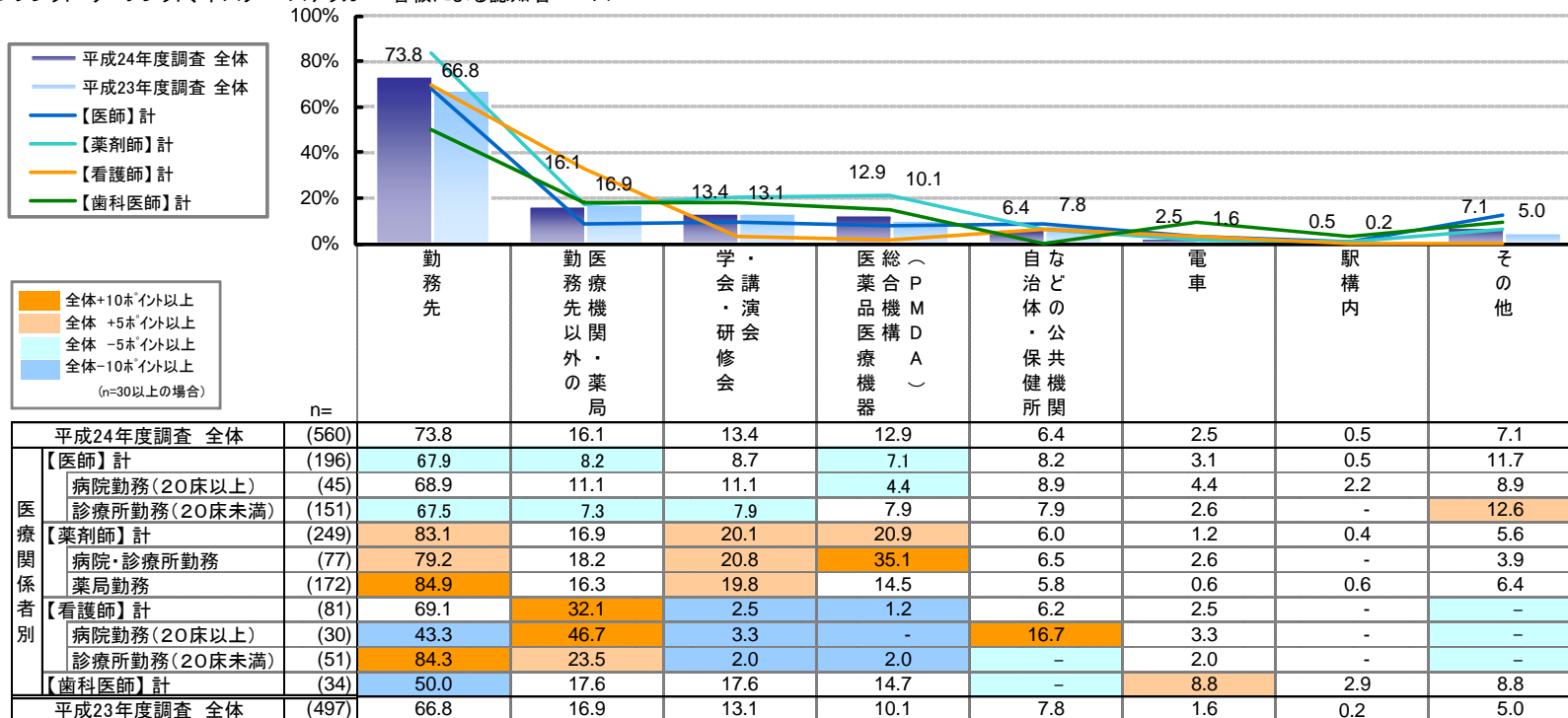
# 6 医薬品副作用被害救済制度 パンフレット・ポスター等接触場所

複数回答

H24 Q7 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」のパンフレット・リーフレット、ポスター・ステッカー・看板をどこで見たり、入手したりしましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

H23 Q6 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」のパンフレット・リーフレット、ポスター・ステッカー・看板をどこで見たり、入手したりしましたか。

\* パンフレット・リーフレット、ポスター・ステッカー・看板による認知者ベース



\*平成24年度全体値の降順でソート

・認知経路「パンフレット・リーフレット」、「ポスター・ステッカー」と回答した人に具体的な接触場所を尋ねたところ、「勤務先」が7割強で突出している。H23よりも高い。

【医療関係者別】

- ・ 薬剤師は8割以上が勤務先と回答。「学会・研修会・講演会」、「PMDA」も高い。
- ・ 看護師は「勤務先以外の医療機関・薬局」での接触が比較的高い。

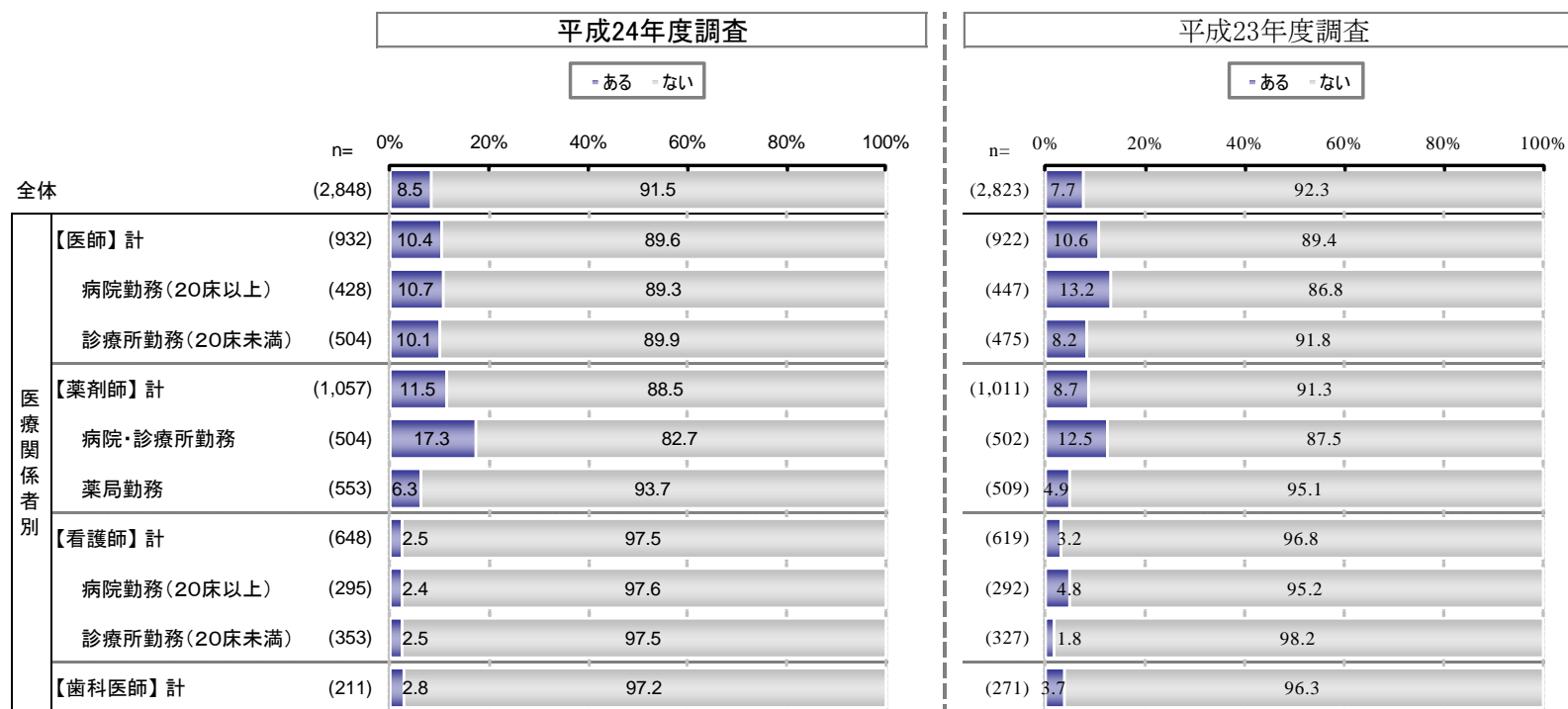
## 7 医薬品副作用被害救済制度との関わりについて

単一回答

H24 Q8 あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」の請求に関わったこと(制度の紹介、診断書、投薬証明書の作成など)がありますか。

H23 Q7 あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」にかかわったことがありますか。

※制度認知者ベース



・医薬品副作用被害救済制度に関わったことが「ある」との回答は1割弱。H23をやや上回る。

【医療関係者別】

・薬剤師、特に病院・診療所勤務では「関わったことがある」がH23に比べ高くなっている。

# 8 広告の認知率

単一回答

H24 Q9 画像(新聞広告、ポスター、バナー)をご覧になってからお答えください。  
あなたは、これまでにこれらの画像をひとつでも見たことがありましたか。

H23 Q8 画像(新聞広告、看板、ポスター)をご覧になってからお答えください。あなたは、この広告をひとつでも見たことがありますか。



■ 全体+10ポイント以上  
■ 全体 +5ポイント以上  
■ 全体 -5ポイント以上  
■ 全体-10ポイント以上  
 (n=30以上の場合)

平成24年度調査

■ 見たことがある ■ 見たような気がする ■ 見たことはない

	n=	0%	20%	40%	60%	80%	100%	見た計
全体	(3,557)	12.0	26.1			61.8		38.2
【医師】計	(1,070)	8.0	27.9			64.1		35.9
病院勤務(20床以上)	(532)	5.5	21.2			73.3		26.7
診療所勤務(20床未満)	(538)	10.6	34.4			55.0		45.0
【薬剤師】計	(1,073)	24.5	31.9			43.6		56.4
病院・診療所勤務	(511)	23.7	30.1			46.2		53.8
薬局勤務	(562)	25.3	33.5			41.3		58.7
【看護師】計	(1,110)	4.9	19.6			75.5		24.5
病院勤務(20床以上)	(573)	5.4	14.1			80.5		19.5
診療所勤務(20床未満)	(537)	4.3	25.5			70.2		29.8
【歯科医師】計	(304)	7.9	23.7			68.4		31.6

平成23年度調査

■ 見たことがある ■ 見たような気がする ■ 見たことはない

	n=	0%	20%	40%	60%	80%	100%	見た計
全体	(3,412)	8.4	25.4			66.1		33.9
【医師】計	(1,031)	8.8	29.2			62.0		38.0
病院勤務(20床以上)	(518)	9.7	27.4			62.9		37.1
診療所勤務(20床未満)	(513)	8.0	31.0			61.0		39.0
【薬剤師】計	(1,027)	11.7	22.5			65.8		34.2
病院・診療所勤務	(512)	12.7	21.9			65.4		34.6
薬局勤務	(515)	10.7	23.1			66.2		33.8
【看護師】計	(1,030)	3.2	21.2			75.6		24.4
病院勤務(20床以上)	(515)	4.1	21.9			74.0		26.0
診療所勤務(20床未満)	(515)	2.3	20.4			77.3		22.7
【歯科医師】計	(324)	13.3	36.4			50.3		49.7

・広告の認知率(見たことがある+見たような気がする)は38%。H23と比べ4%上昇している。

【医療関係者別】

・薬剤師で認知率が最も高く56%。

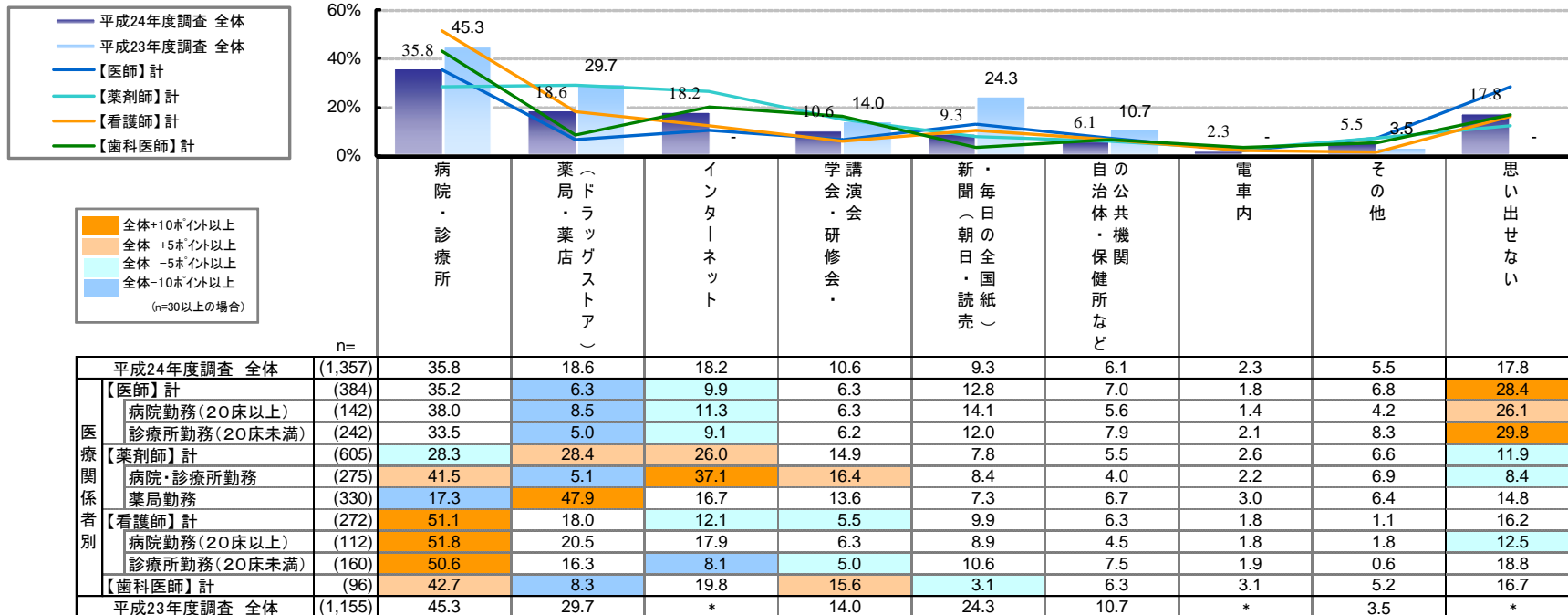
# 9 広告の接触媒体

複数回答

H24 Q10 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

H23 Q9 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。あてはまるものを全てお選びください。

※広告認知者ベース



\*: 平成23年度非聴取項目 平成24年度全体値の降順でソート

- ・ 広告に接触した主な場所は、「病院・診療所」36%、「薬局・薬店(ドラッグストア)」19%、「インターネット」18%の順に高い。
- ・ H24に新規で追加となった選択肢のうち、「インターネット」、「思い出せない」はそれぞれ18%と高いため、H23と比較する際、留意する必要があります。例えば、新聞のWebサイトの閲覧を回答する際、H23は「新聞」と回答、H24では「インターネット」のみ回答、などのケース。

### 【医療関係者別】

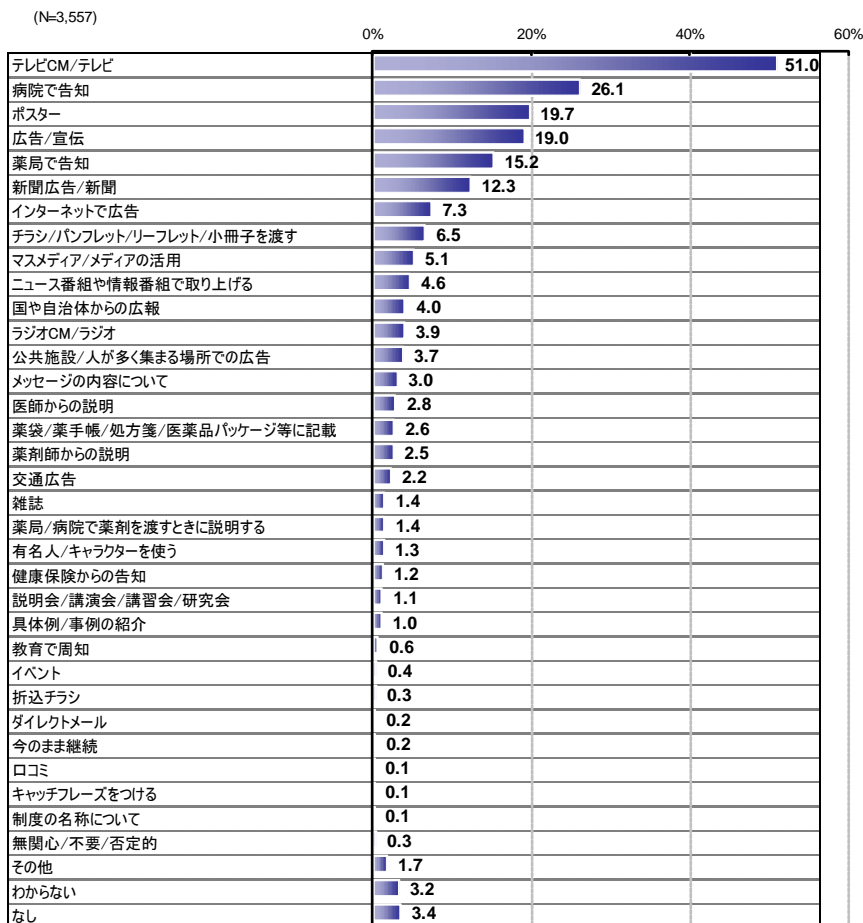
- ・ 看護師は「病院・診療所」が特徴的に高い。



## 10 医薬品副作用被害救済制度 一般国民への有効な周知方法 <自由記述>

H24 Q11「医薬品副作用被害救済制度」を広く国民の皆様にご存知いただくためには、どのような広報が効果的だと思いますか。

平成24年度調査



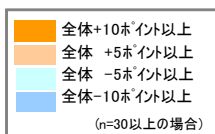
- ・ 医薬品副作用被害救済制度の有効な周知方法を医療関係者に聞いた結果、「テレビCM、テレビ」が51%と最も高い割合であった。次いで、「病院で告知」26%、「ポスター」19.7%の順であった。

# 11 広告の評価（その1）

単一回答

H24 Q12 キャラクター(ドクトルQ)をご覧になった感想をお聞きます。以下それぞれにあてはまるとされるものをひとつお選びください。

H23 Q10 キャラクター(ドクトルQ)をご覧になった感想をお聞きます。以下それぞれにあてはまるとされるものをひとつずつお選びください。

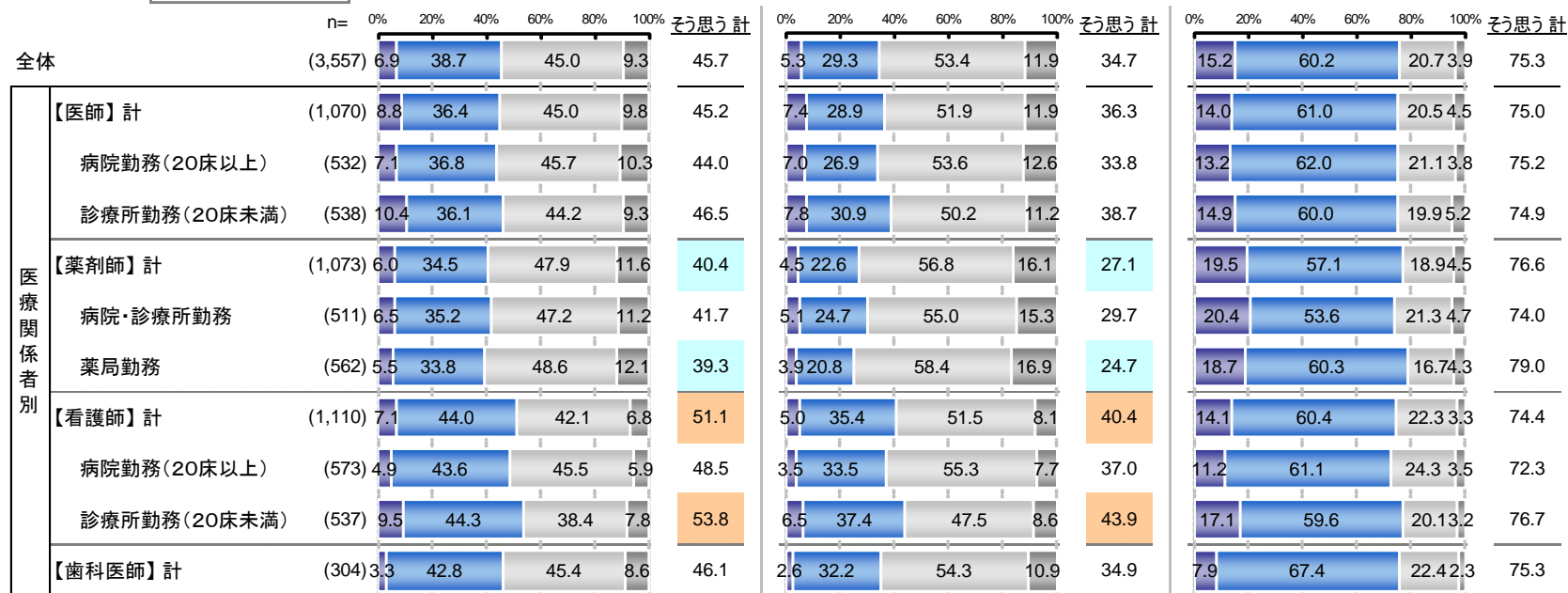


【目を引く】

【印象(記憶)に残る】

【好感が持てる】

■ そう思う  
 ■ ややそう思う  
 ■ あまりそう思わない  
 ■ そう思わない



・評価された(そう思う+ややそう思う)項目は、「好感が持てる」75%、「キャラクターとしてふさわしい」59%、「信頼感がある」54%であった。一方、「目を引く」47%、「イメージしやすい」(43%)、「印象(記憶)に残る」35%は(そう思う+ややそう思う)が50%を下回っている。

【医療関係者別】

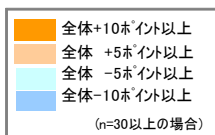
・「目を引く」、「印象(記憶)に残る」は、いずれも「看護師」の評価が高め。

# 11 広告の評価 (その2)

単一回答

H24 Q12 キャラクター(ドクトルQ)をご覧になった感想をお聞きます。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

H23 Q10 キャラクター(ドクトルQ)をご覧になった感想をお聞きます。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつずつお選びください。

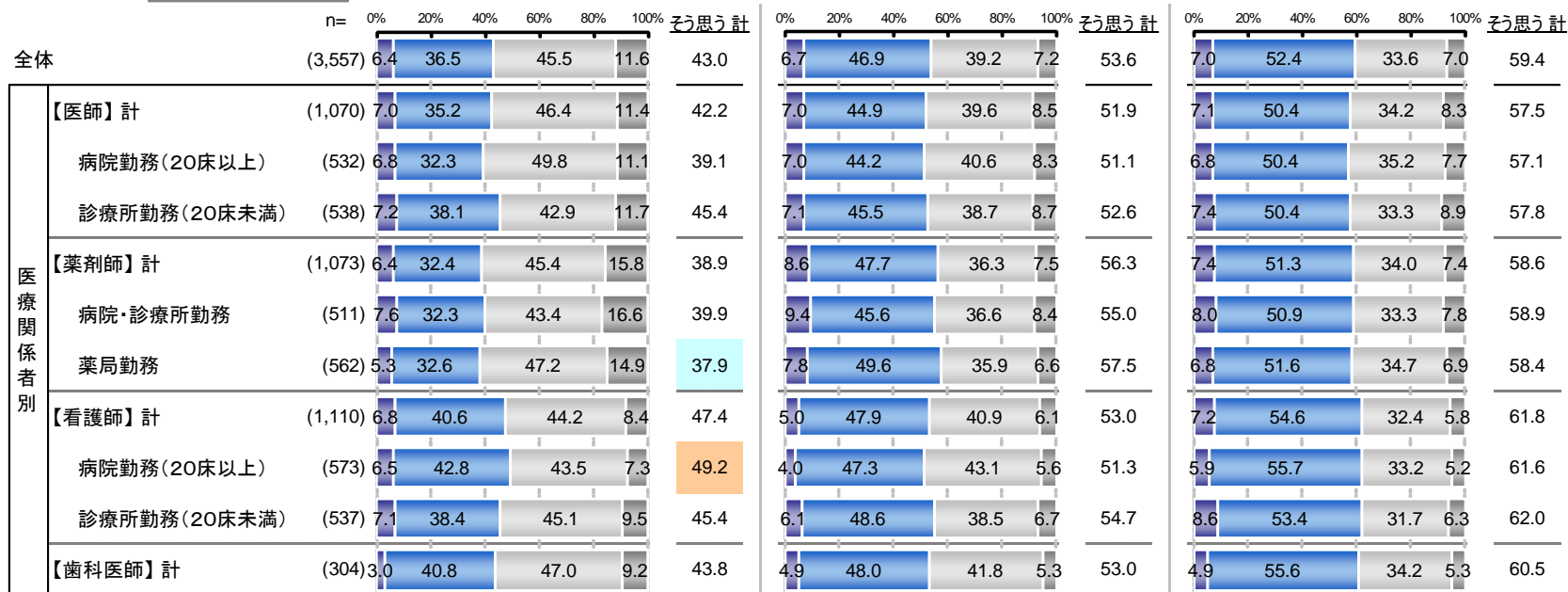


【イメージしやすい】

【信頼感がある】

【キャラクターとしてふさわしい】

■ そう思う  
 ■ ややそう思う  
 ■ あまりそう思わない  
 ■ そう思わない



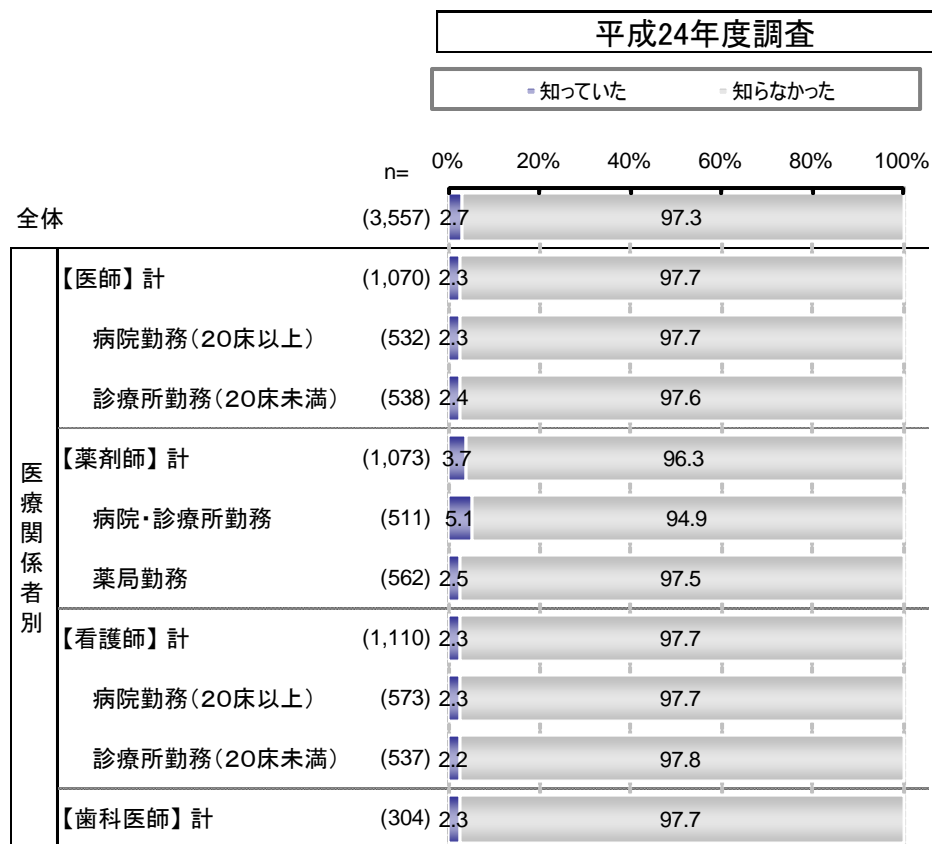
【医療関係者別】

・『イメージしやすい』は、看護師の評価が高め。

## 12 フォーラム『医薬品の副作用被害と救済制度』 認知率

単一回答

H24 Q13 あなたは、フォーラム『医薬品の副作用被害と救済制度』（2012年11月18日）が開催されたことをご存じでしたか。



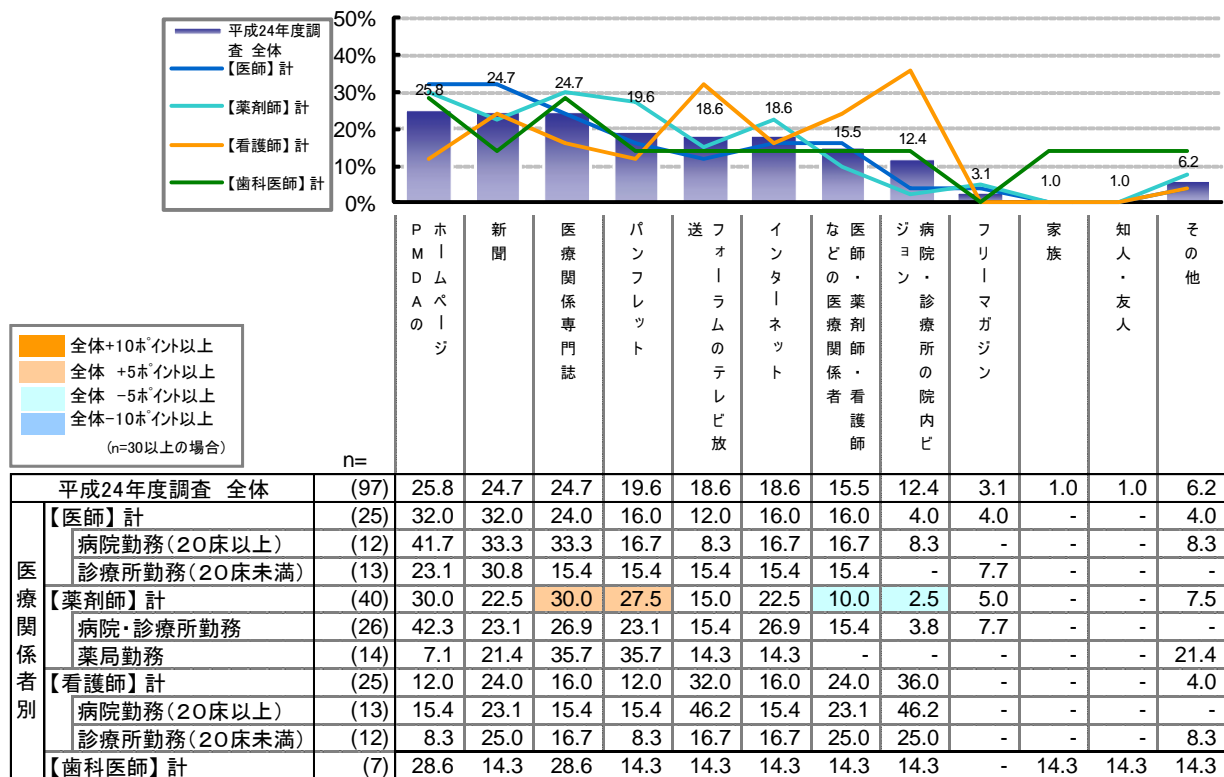
・フォーラム『医薬品の副作用被害と救済制度』の認知率(知っていた)は3%。

# 13 フォーラム『医薬品の副作用被害と救済制度』認知媒体

複数回答

H24 Q14 あなたは、フォーラム「医薬品の副作用被害と救済制度」が開催されたことを、どのようにして(何から)知りましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

※フォーラム認知者ベース



## 【医療関係者別】

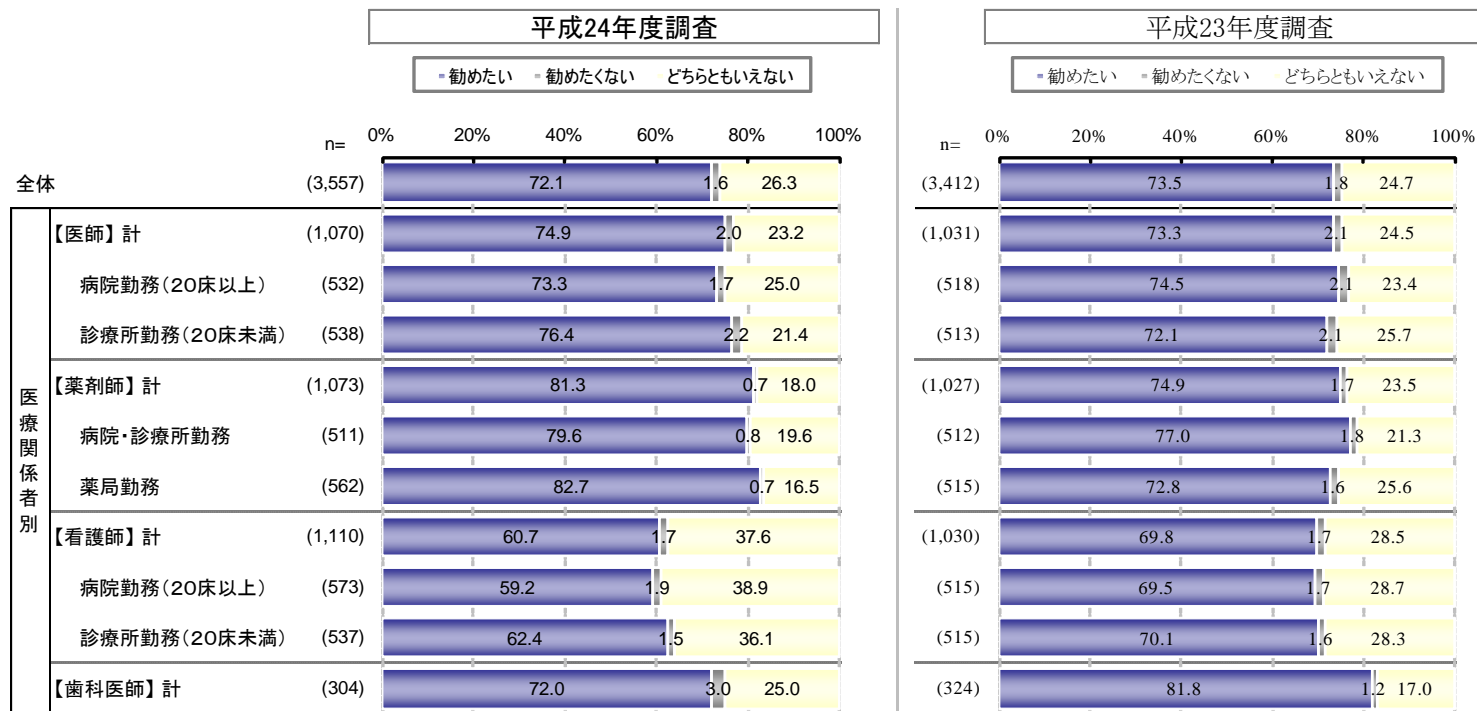
- ・サンプル数は少ないが、医師では、「PMDAのホームページ」と「新聞」が比較的高い。
- ・薬剤師では、「PMDAのホームページ」、「医療関係専門誌」、「パンフレット」が比較的高い。
- ・サンプル数は少ないが、看護師では、「フォーラムのテレビ放送」と「病院・診療所の院内ビジョン」が高め。

# 14 医薬品副作用被害救済制度を勧めたいか

単一回答

H24 Q15 あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度の健康被害を受けた方に対し「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。

H23 Q11 あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度の健康被害に遭われた患者さんに対し「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。



・医薬品副作用被害救済制度を患者に勧めたいかについては、72%が「勧めたい」と回答。「勧めたくない」は2%。

**【医療関係者別】**

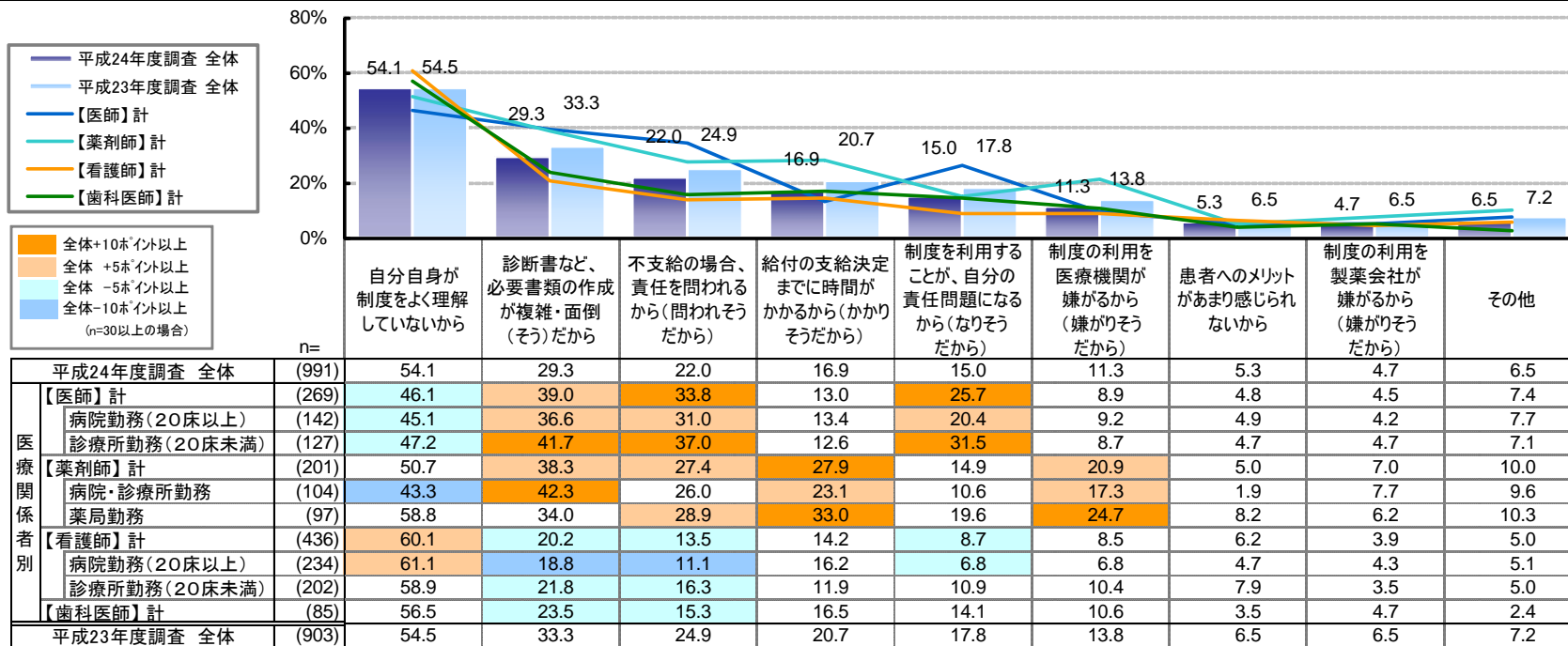
・薬剤師は、「勧めたい」との回答がH23を上回っている。

# 15 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由

複数回答

H24 Q16 あなたが、「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。あてはまるものをすべてお選びください。

H23 Q12 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」の利用を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。



平成24年度全体値の降順でソート

・医薬品副作用被害救済制度を患者に勧めたくない主な理由は、「自分自身が制度をよく理解していないから」54%。続いて、「診断書など、必要書類が複雑・面倒(そう)だから」29%、「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」22%であるが、H23と同様、50%を大きく下回っている。

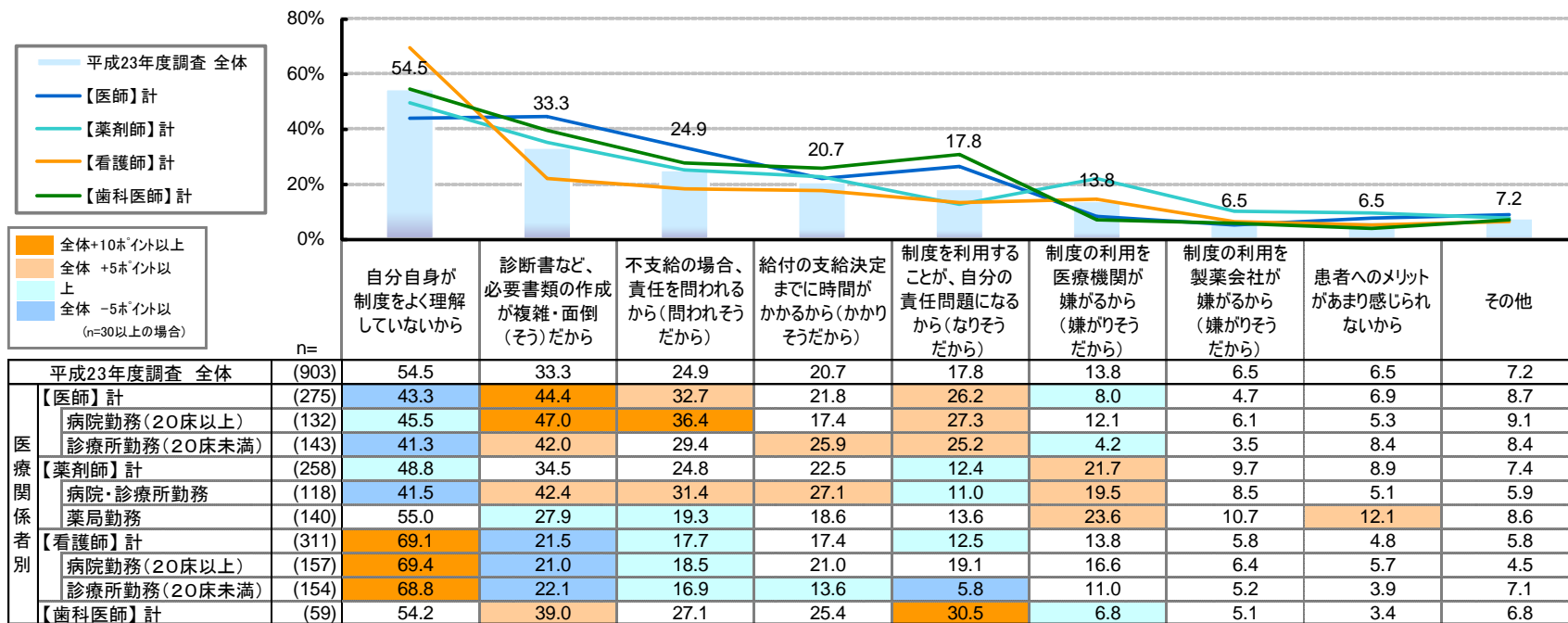
### 【医療関係者別】

- ・医師は「診断書など必要書類の作成が複雑・面倒(そう)だから」「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」が高い。
- ・薬剤師は「給付の支給決定までに時間がかかるから(かかりそうだから)」、「制度の利用を医療機関が嫌がるから」が高い。

# 15 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由（平成23年度調査）

単一回答

H23 Q12 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」の利用を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。



※全体値の降順でソート

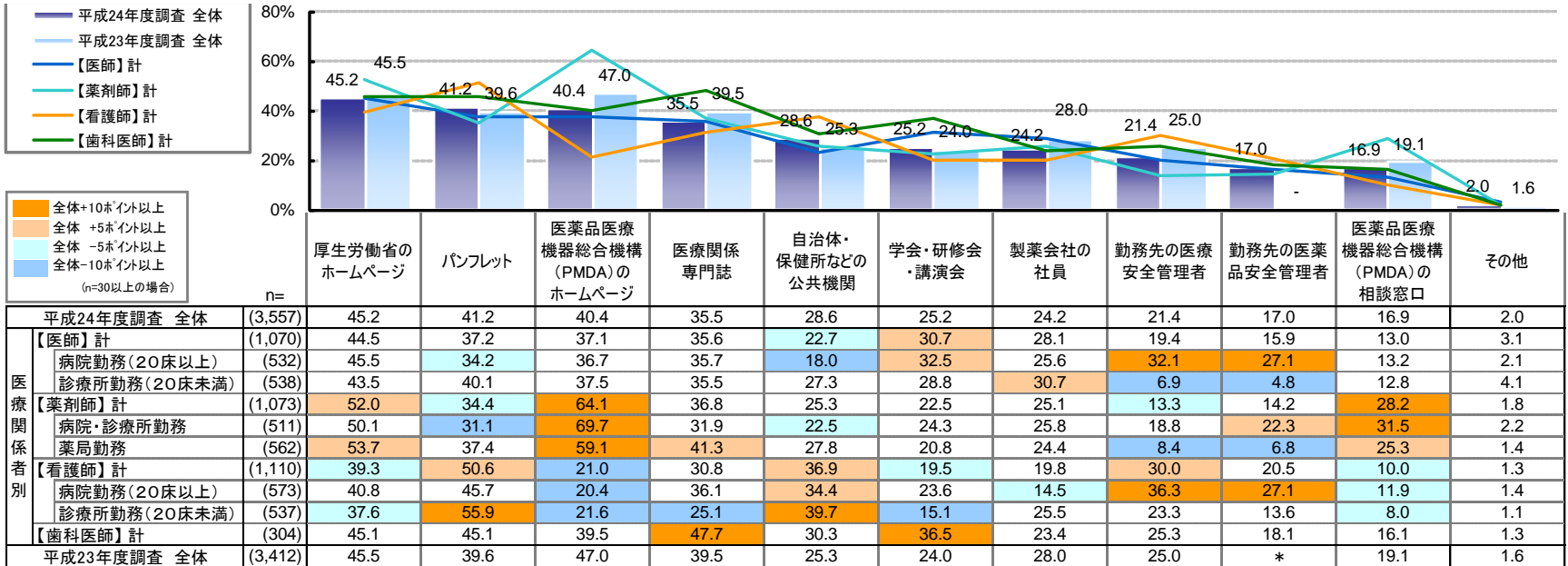


# 16 医薬品副作用被害救済制度 情報入手経路

複数回答

H24 Q17 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」について詳細な情報を収集する場合、どのような方法で、またはどこから情報が入手できるとよいと思いますか。あてはまるものをすべてお選びください。

H23 Q13 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」について情報を収集する場合、どのような方法で、またはどこから情報が入手できるとよいと思いますか。



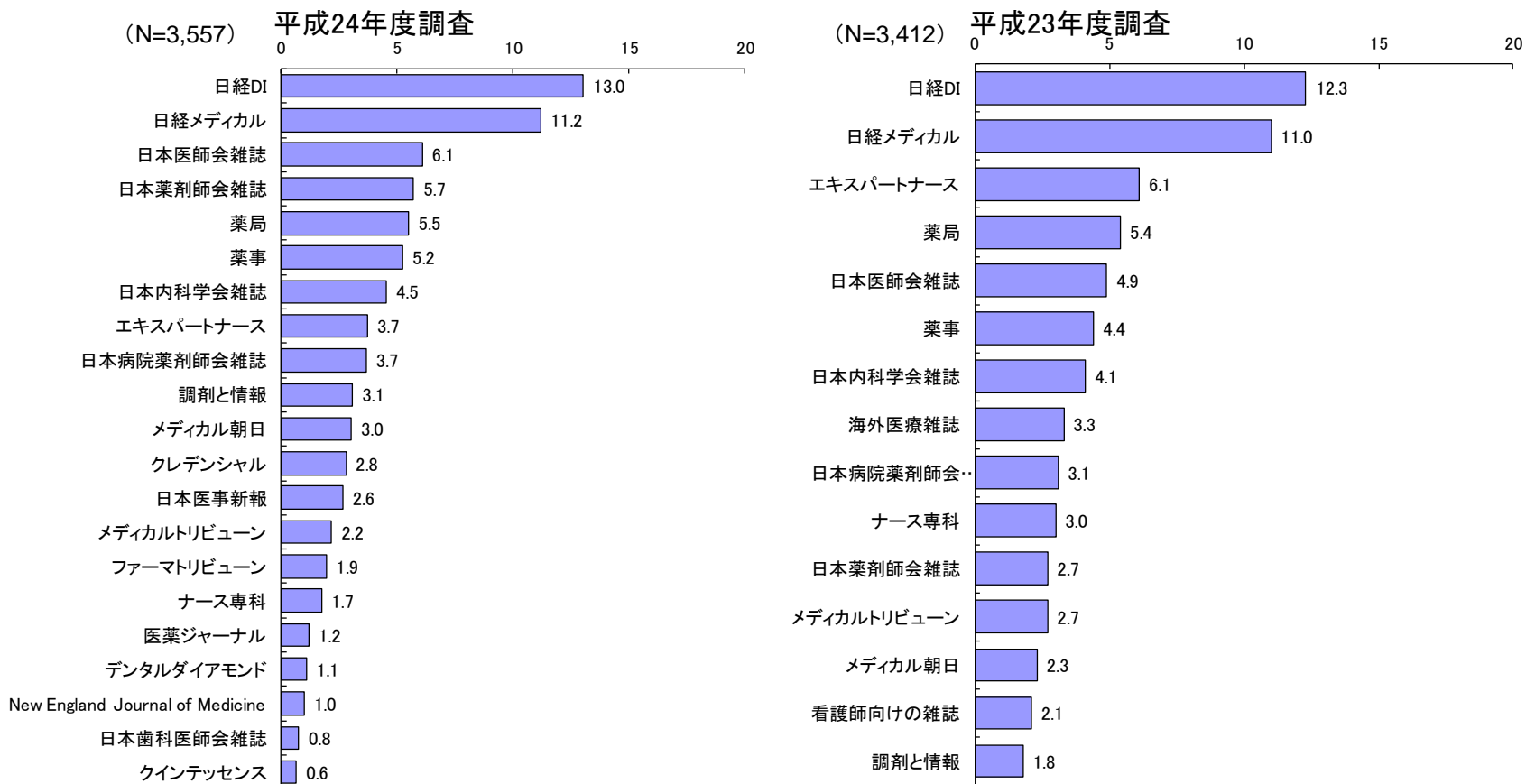
\*: 平成23年度非聴取項目 平成24年度全体値の降順でソート

- ・ 望ましい情報入手経路は、「厚生労働省のホームページ」45%がトップ。以下「パンフレット」41%、「医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ」40%が続く。
- 【医療関係者別】
  - ・ 医師は「学会・研修会・講演会」が高め。
  - ・ 薬剤師は「医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ」に加え、「医薬品医療機器総合機構の相談窓口」が他職種よりも高い。
  - ・ 看護師では「パンフレット」、「勤務先の医療安全管理者」、「自治体・保健所などの公共機関」が高め。

## 17 普段読んでいる医療関係専門誌 <自由記述>

H24 Q18 あなたが、ふだんお読みになっている医療関係専門誌は何ですか。3誌まで挙げてください。

H23 Q14 あなたが、ふだんお読みになっている医療関係専門誌は何ですか。3誌まで挙げてください。

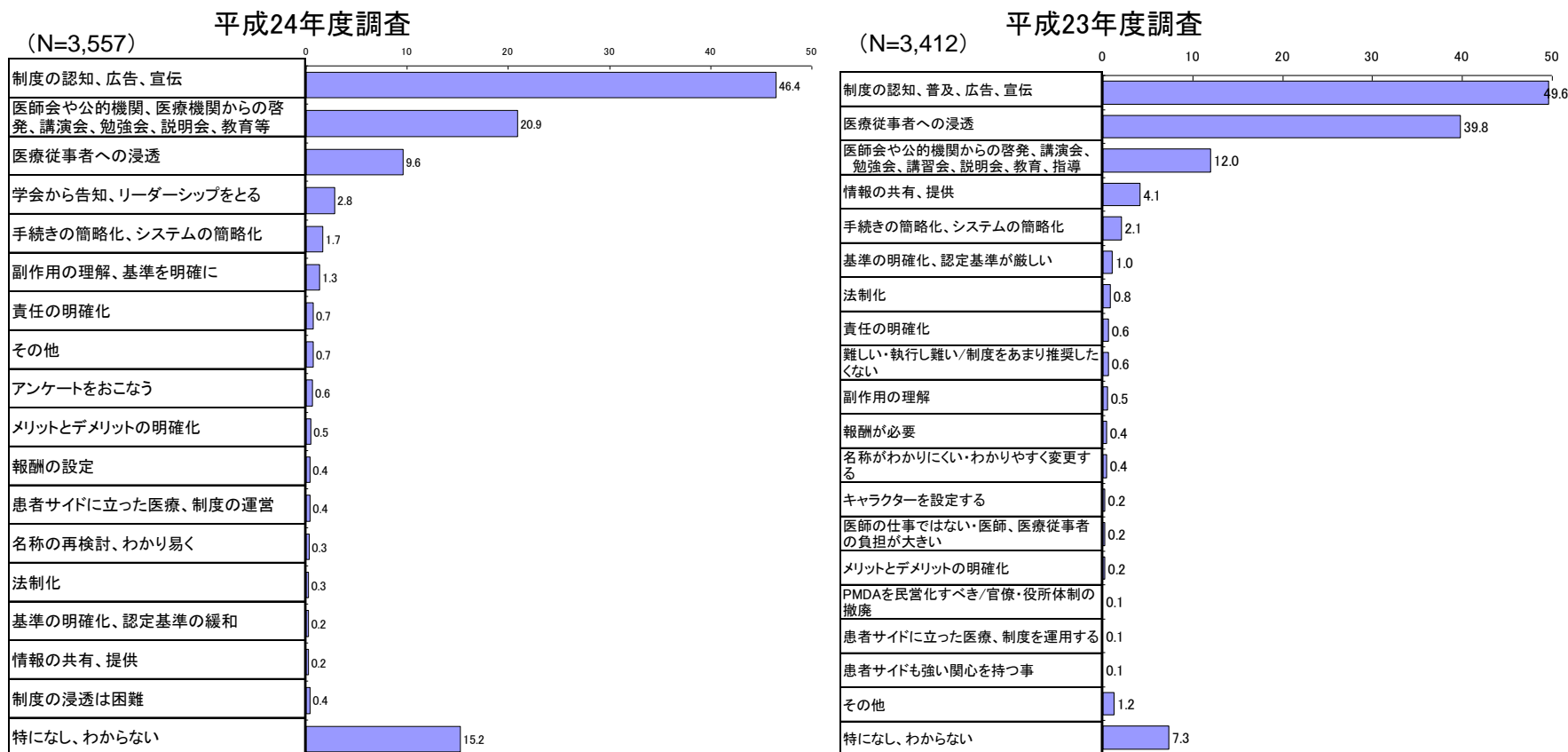


・ 普段読んでいる医療関係専門誌に関しては、「日経DI(ドラッグインフォメーション)」(13%)、「日経メディカル」(11%)が上位。

## 18 医薬品副作用被害救済制度 有効な周知方法 <自由記述>

H24 Q19「医薬品副作用被害救済制度」を、より多くの医療関係者の皆様にご存知いただき、利用のご協力をいただくためには、どのような方法がよいと思いますか。  
今後の参考にさせていただきますので、忌憚のないご意見をお聞かせください。

H23 Q15「医薬品副作用被害救済制度」をより多くの医療関係者の皆様にご存知いただき利用のご協力をいただくためにはどのような方法がよいと思いますか。

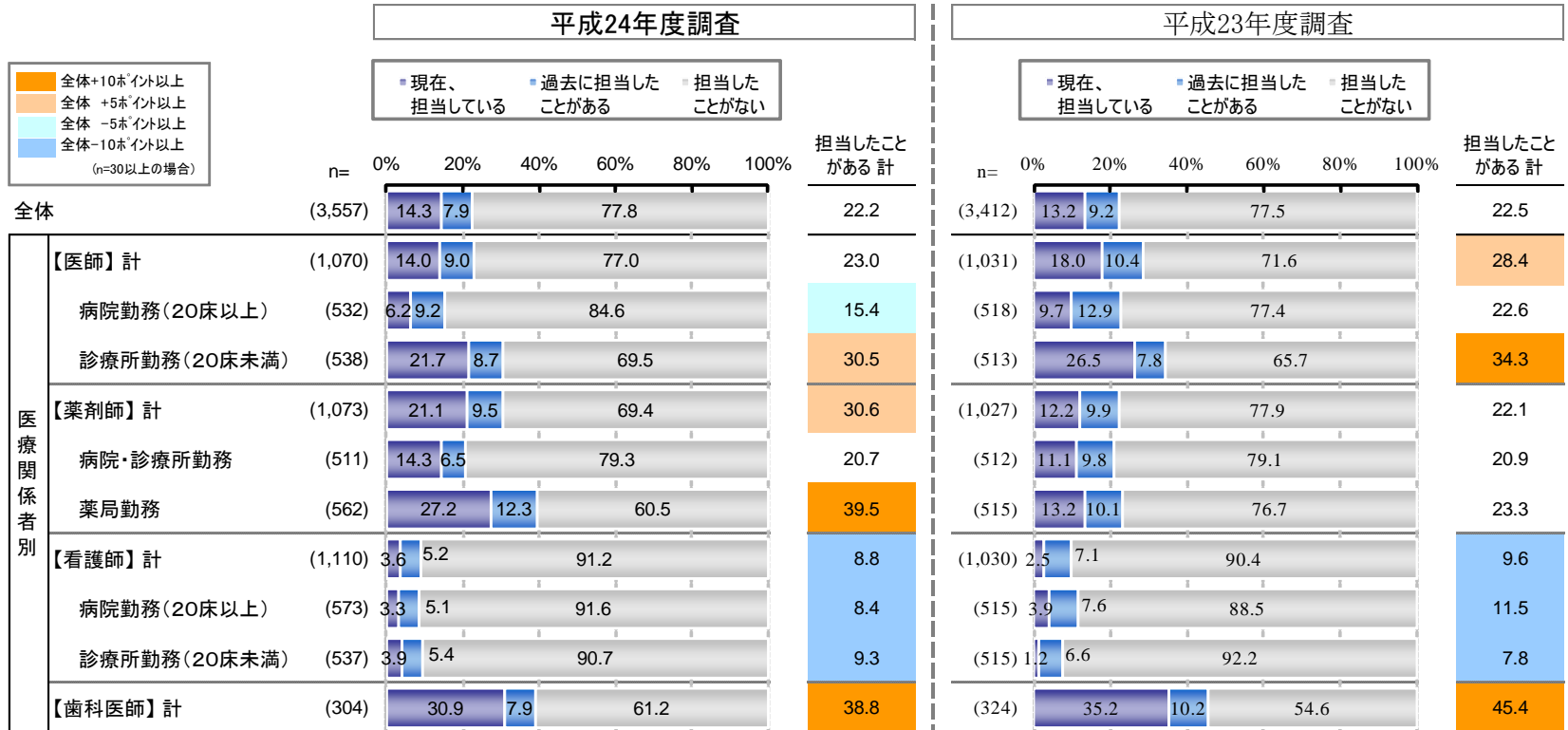


- ・ 医薬品副作用被害救済制度に関して、医療関係者の利用を推進するためには、「制度の認知、広告、宣伝」が必要という意見が最も多く46%に上る。次いで、「医師会や公的機関からの啓発、講演会、勉強会、説明会、教育等の実施」が21%、「医療従事者への浸透」(10%)の順である。

# 19 医療安全管理者担当経験の有無

H24 Q20 あなたは、お勤め先で「医療安全管理者」を担当されたことはありますか。

H23 Q16 あなたは、お勤め先で「医療安全管理者」を担当されたことはありますか。



- ・ 医療安全管理者の担当状況について、「現在、担当している」との回答は14%。
  - ・ 「過去に担当したことがある」を合わせた担当経験者は22%。H23との差はほとんど見られない。
- 【医療関係者別】
- ・ 薬剤師の担当経験が3割強と、H23に比べ高い。
  - ・ 歯科医師の担当経験は、他職種より高い。

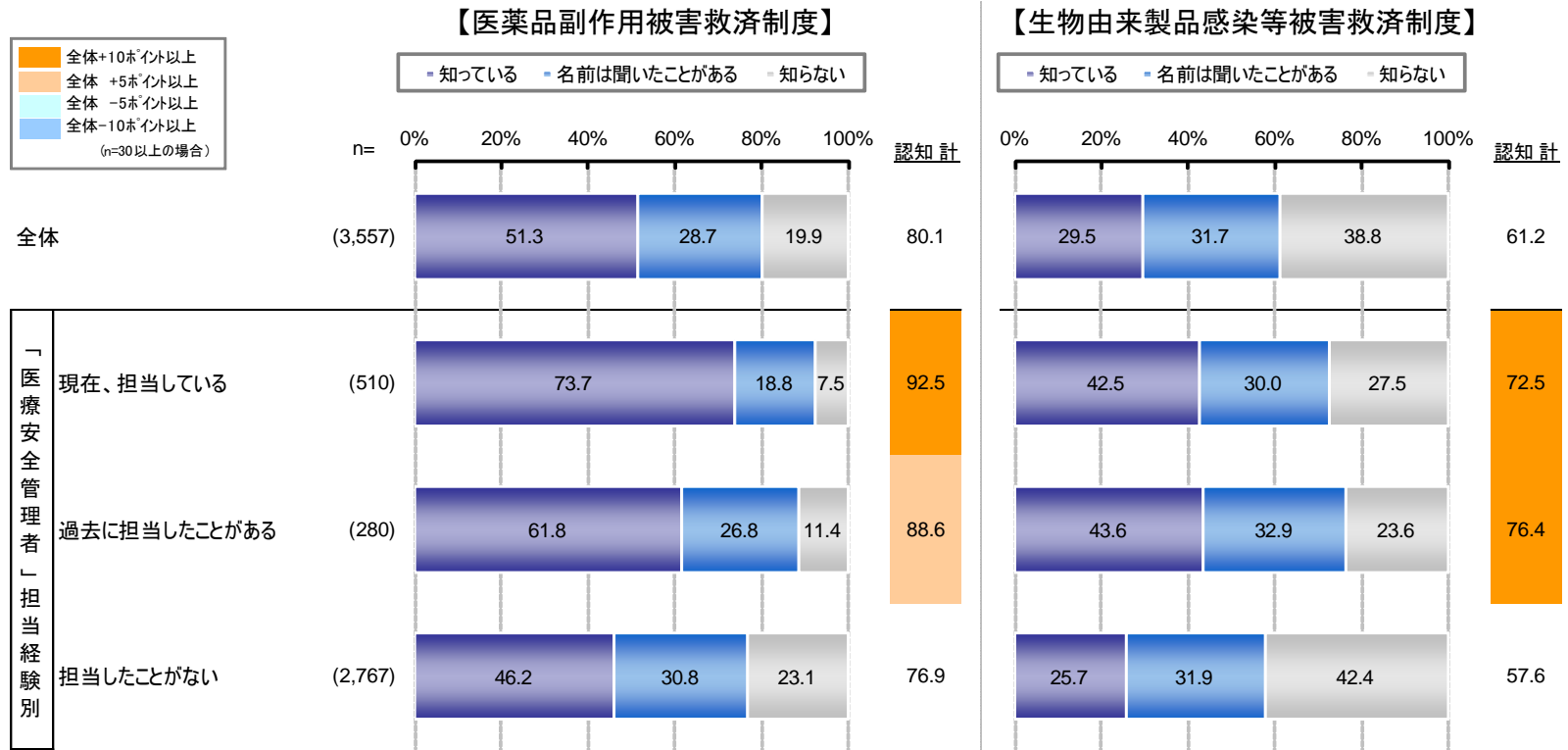
# 19 医療安全管理者担当経験の有無別健康被害救済制度

単一回答

## －医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

H24 Q1 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

H24 Q2 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。



### 【医薬品副作用被害救済制度:担当経験別】

・「現在、担当している」で、認知率が最も高く93%。

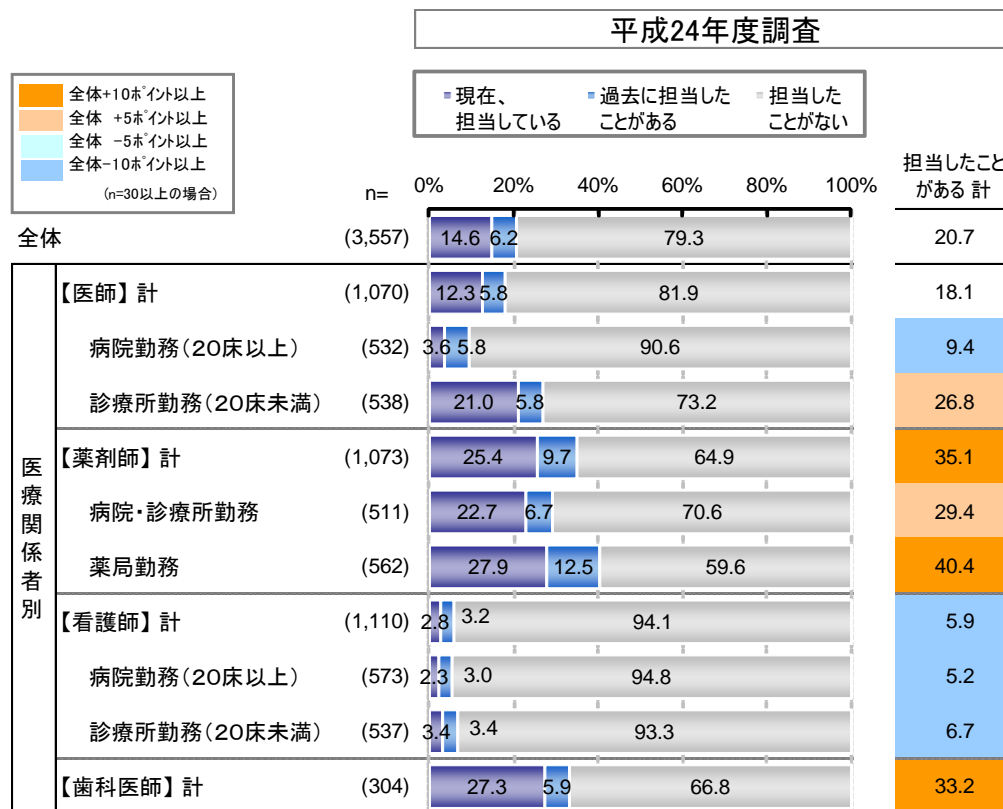
### 【生物由来製品感染等被害救済制度担当経験別】

・「過去に担当したことがある」で、認知率が最も高く76%。

## 20 医薬品安全管理者担当経験の有無

単一回答

H24 Q21 あなたは、お勤め先で「医薬品安全管理者」を担当されたことはありますか。



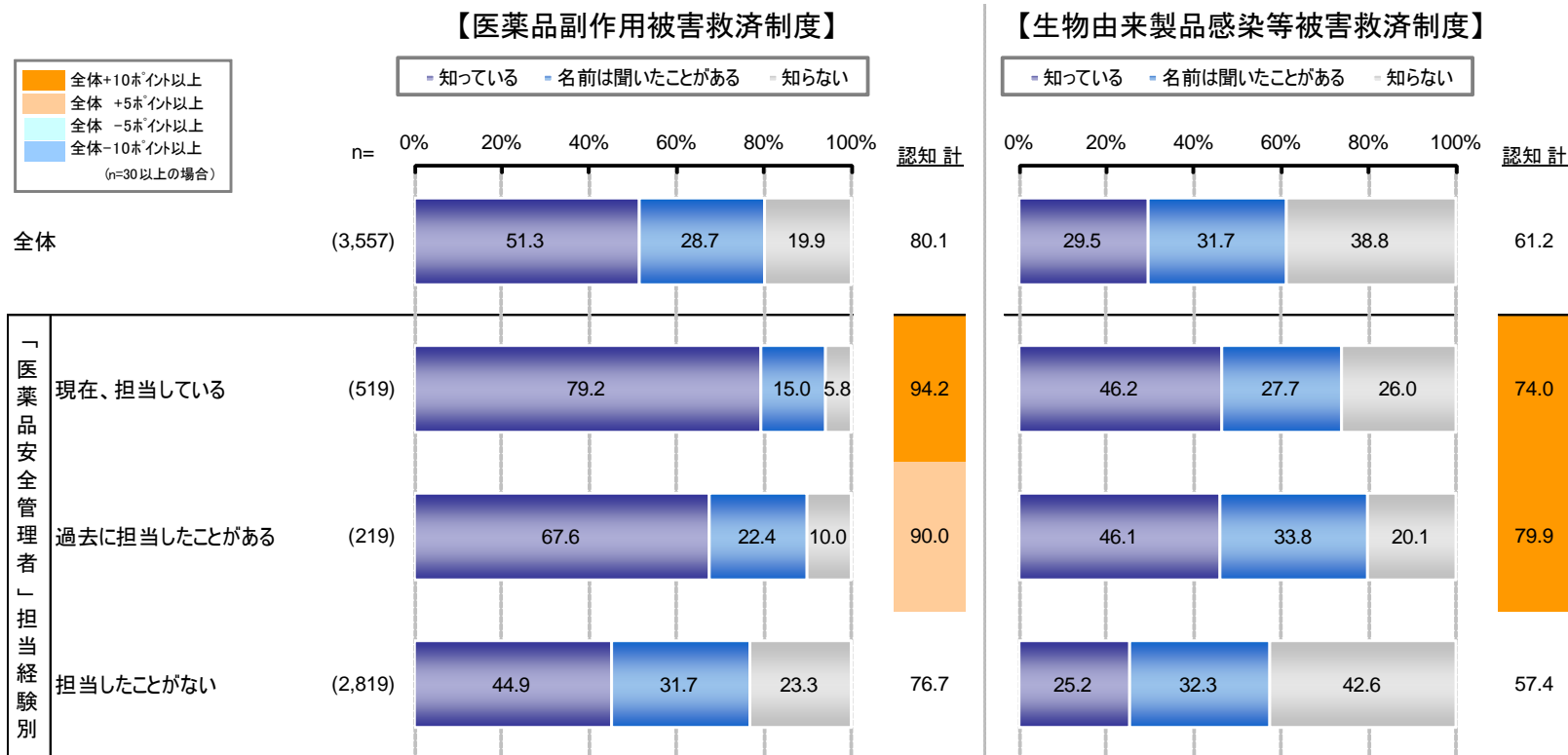
- ・医薬品安全管理者の担当状況について、「現在、担当している」との回答は15%。
  - ・「過去に担当したことがある」を合わせた担当経験者は21%。医療安全管理者の担当状況との差はあまり見られない。
- 【医療関係者別】
- ・薬剤師、歯科医の担当経験が他職種より高い。

## 20 医薬品安全管理者担当経験の有無別健康被害救済制度 －医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

単一回答

H24 Q1 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

H24 Q2 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。



### 【医薬品副作用被害救済制度:担当経験別】

・「現在、担当している」で、認知率が最も高く94%。

### 【生物由来製品感染等被害救済制度担当経験別】

・「過去に担当したことがある」で、認知率が最も高く80%。

付録：調査票



## 〔平成24年度調査〕

**Q1 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。**

(回答は1つ)

- 知っている
- 聞いたことがある
- 知らない

**Q2 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。**

(回答は1つ)

- 知っている
- 聞いたことがある
- 知らない

**Q3 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。**

(回答は横の行ごとに1つずつ)

	知 っ て い る	知 ら な い	分 か ら な い
医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
救済給付の種類にはいくつもの種類がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
救済給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
救済給付の請求には、医師が作成した診断書などが必要である	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

**Q4 あなたは、「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものをひとつお選びください。**

(回答は1つ)

- 厚生労働省
- 自治体(都道府県、市町村など)
- 健康保険組合連合会
- 医薬品医療機器総合機構(PMDA)
- その他の組織・団体
- 知らない

Q5 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして(何から)知りましたか。または、どのようにして(何から)聞きましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

(回答はいくつでも)

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> テレビ放送                   | <input type="checkbox"/> 勤務先での研修                        |
| <input type="checkbox"/> ラジオ放送                   | <input type="checkbox"/> 副作用報告制度の報告用紙                   |
| <input type="checkbox"/> 新聞                      | <input type="checkbox"/> 医薬品安全対策情報(DSU)                 |
| <input type="checkbox"/> 医療関係専門誌                 | <input type="checkbox"/> 医薬品医療機器総合機構(PMDA)主催のシンポジウム     |
| <input type="checkbox"/> 雑誌                      | <input type="checkbox"/> 医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ       |
| <input type="checkbox"/> パンフレット・リーフレット           | <input type="checkbox"/> 厚生労働省のホームページ                   |
| <input type="checkbox"/> ポスター・ステッカー・看板           | <input type="checkbox"/> インターネット                        |
| <input type="checkbox"/> 医薬品医療機器総合機構(PMDA)作成のDVD | <input type="checkbox"/> iPadのアプリ                       |
| <input type="checkbox"/> 病院・診療所の院内ビジョン           | <input type="checkbox"/> 聞いた/教えてもらった                    |
| <input type="checkbox"/> 学会・研修会・講演会              | <input type="checkbox"/> その他 具体的に: <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> 大学・専門学校の授業              |   |

Q6 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

(回答はいくつでも)

- 医師
- 薬剤師
- 看護師
- 歯科医師
- 医療機関の事務職員
- 製薬会社の社員
- 患者
- 保健所の職員
- その他 具体的に:

Q7 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」のパンフレット・リーフレット、ポスター・ステッカー・看板をどこで見たり、入手したりしましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

(回答はいくつでも)

- 勤務先
- 勤務先以外の医療機関・薬局
- 学会・研修会・講演会
- 自治体・保健所などの公共機関
- 医薬品医療機器総合機構(PMDA)
- 電車
- 駅構内
- その他 具体的に:

Q8 あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」の請求に関わったこと(制度の紹介、診断書、投薬証明書の作成など)がありますか。

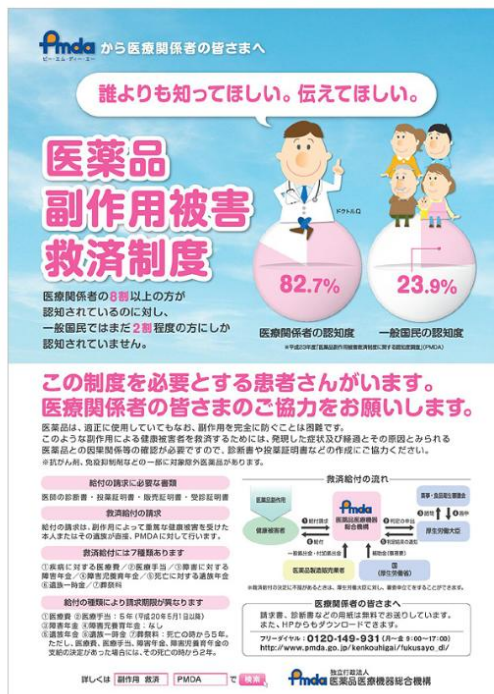
(回答は1つ)

- ある
- ない

画像(新聞広告、ポスター、バナー)をご覧になってからお答えください。



<新聞広告>



Q9 あなたは、これまでにこれらの画像をひとつでも見たことがありましたか。

(回答は1つ)

- 見たことがある
- 見たような気がする
- 見たことはない

Q10 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

(回答はいくつでも)

- 新聞(朝日・読売・毎日の全国紙)
- 薬局・薬店(ドラッグストア)
- 病院・診療所
- 自治体・保健所などの公共機関
- 学会・研修会・講演会
- インターネット
- 電車内
- その他
- 思い出せない

Q11 「医薬品副作用被害救済制度」を広く国民の皆様にご存知いただくためには、どのような広報が効果的だと思いますか。

(回答は具体的に)



<ドクトルQ>

Q12 キャラクター(ドクトルQ)をご覧になった感想をお聞きます。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

(回答は横の行ごとに1つずつ)

	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
目を引く	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
印象(記憶)に残る	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
好感が持てる	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イメージしやすい	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
信頼感がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キャラクターとしてふさわしい	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q13 あなたは、フォーラム「医薬品の副作用被害と救済制度」(2012年11月18日)が開催されたことをご存じでしたか。

(回答は1つ)

- 知っていた
- 知らなかった

Q14 あなたは、フォーラム「医薬品の副作用被害と救済制度」が開催されたことを、どのようにして(何から)知りましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

(回答はいくつでも)

- フォーラムのテレビ放送(2013年3月16日に、NHK Eテレ(教育テレビ)で放映)
- 新聞
- パンフレット
- 医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ
- インターネット
- 医療関係専門誌
- フリーマガジン
- 病院・診療所の院内ビジョン
- 医師・薬剤師・看護師・医療ソーシャルワーカーなどの医療関係者
- 家族
- 知人・友人
- その他

「医薬品副作用被害救済制度」は、病院・診療所で投薬された医薬品や薬局などで購入した医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院治療が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受けた方に対して、救済給付を行う公的な制度です。

Q15 あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度の健康被害を受けた方に対し「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。

(回答は1つ)

- 勧めたい
- 勧めたくない
- どちらともいえない

Q16 あなたが、「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。あてはまるものをすべてお選びください。

(回答はいくつでも)

- 診断書など、必要書類の作成が複雑・面倒(そう)だから
- 不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)
- 制度を利用することが、自分の責任問題になるから(なりそうだから)
- 制度の利用を医療機関が嫌がるから(嫌がりそうだから)
- 制度の利用を製薬会社が嫌がるから(嫌がりそうだから)
- 自分自身が制度をよく理解していないから
- 患者へのメリットがあまり感じられないから
- 給付の支給決定までに時間がかかるから(かかりそうだから)
- その他 具体的に:

Q17 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」について詳細な情報を収集する場合、どのような方法で、またはどこから情報が入手できるとよいと思いますか。あてはまるものをすべてお選びください。

(回答はいくつでも)

- 医療関係専門誌
- 学会・研修会・講演会
- 医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ
- 医薬品医療機器総合機構(PMDA)の相談窓口
- 厚生労働省のホームページ
- パンフレット
- 勤務先の医療安全管理者
- 勤務先の医薬品安全管理者
- 製薬会社の社員
- 自治体・保健所などの公共機関
- その他 具体的に:

Q18 あなたが、ふだんお読みになっている医療関係専門誌は何ですか。3誌まで挙げてください。

(回答は具体的に)


Q19 「医薬品副作用被害救済制度」を、より多くの医療関係者の皆様にご存知いただき、利用のご協力をいただくためには、どのような方法がよいと思いますか。今後の参考にさせていただきますので、忌憚のないご意見をお聞かせください。

(回答は具体的に)

Q20 あなたは、お勤め先で「医療安全管理者」を担当されたことはありますか。

(回答は1つ)

- 現在、担当している
- 過去に担当したことがある
- 担当したことがない

Q21 あなたは、お勤め先で「医薬品安全管理者」を担当されたことはありますか。

(回答は1つ)

- 現在、担当している
- 過去に担当したことがある
- 担当したことがない

Q22 あなたのお勤め先はどちらですか。

(回答は1つ)

- 病院(ベッド数20床以上)
- 診療所
- 薬局

Q23 あなたのお勤め先の病院はどちらですか。

(回答は1つ)

- 国立病院(ナショナルセンター、国立ハンセン病療養所を含む)
- 大学病院
- 自治体病院
- 日本赤十字社病院
- 済生会病院
- 厚生連病院
- その他(上記以外の病院)

Q24 あなたが医師国家試験に合格されたのはいつですか。

(回答は1つ)

- 平成20年度以降
- 平成19年度以前

Q25 現在お勤めの施設での勤務形態を教えてください。

(回答は1つ)

- 開業医
- 勤務医